

郵便局データの活用とプライバシー保護の 在り方に関する検討会

報告書（案）

2 0 2 2 年 ○ 月
総 務 省

目 次

1	検討の背景・目的	…2
2	郵便局データに関する現状の分析	…3
	（１）郵便局データを保有・取得する日本郵政・日本郵便の強み	
	（２）郵便事業で保有している主な郵便局データ	
3	郵便法に基づくデータ活用の制限と公的機関等へのデータ提供の可否	…7
	（１）郵便分野ガイドライン及び同ガイドラインの解説における制限の現状	
	（２）転居届に係る情報等の公的機関等への提供の状況と 郵便分野ガイドラインにおける明確化の必要性	
	（３）情報を用いることによる利益と秘密を守られる利益の比較衡量の結果、 第三者提供が可能と認められる事例（郵便分野ガイドラインの解説に 明記する事例）	
4	地方公共団体等からの委託を受けて受託調査業務を行う場合の留意点	…13
	（１）日本郵便のデータ収集能力への期待に対応した調査受託の可能性	
	（２）受託調査業務における留意点（郵便分野ガイドラインの解説に明記）	
5	郵便局データ活用推進ロードマップ	…17
	（１）郵便局データ活用推進ロードマップの意義	
	（２）郵便局データ活用に向けた信頼の回復	
	（３）データガバナンスの体制強化	
	（４）業務効率化・適正化のためのデータ活用の推進	
	（５）公的要請に応えるデータ活用の優先的推進	
	（６）データを活用した新規ビジネスの段階的展開	
	（７）総務省の取組	

郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会 報告書（案）

1 検討の背景・目的

- 我が国においては、少子高齢化の進展、都市への人口集中、地域経済の疲弊、デジタル化の進展など社会環境の変化が進展している。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、環境変化が加速し、利用者ニーズも変化が見られる。
- これらの変化に伴い、郵便事業については、郵便物数は2001年度（ピーク時）の約263億通から2021年度には約149億通へと4割以上減少している。
- 日本郵政グループは、全国津々浦々に張り巡らされた、直営郵便局及び簡易郵便局あわせて約2万4千の郵便局及び配達ネットワーク、全体で約40万人に上る社員数等の強みを生かして、郵政事業のユニバーサルサービスを引き続き提供していく必要があり、社会環境や利用者ニーズの変化に対応して、データ活用やデジタル対応を進めることが求められるが、日本郵政グループにおいては、データ活用やデジタル対応が進んでいるとは必ずしも言いがたい。
- 国民生活に必要不可欠なユニバーサルサービスを担う郵便局の公共性・重要性に鑑み、全国2万4千の郵便局ネットワークとそのデータを社会として有効活用するとともに、デジタル化の進展による国民のニーズの変化に即した新たなビジネスモデルを構築することは、今後の郵政事業の持続的な成長・発展に欠かせない。一方で、郵便局が保有・取得するデータ（以下「郵便局データ」という。）を有効活用し、地域の課題解決や新規ビジネス創出につなげるためには、利用可能なデータの範囲や活用に当たっての留意点について、整理することが必要と考えられる。
- このため、信書の秘密や個人情報の適正な取扱いを確保しつつ郵便局データの有効活用を促進するため、本検討会において、「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成29年総務省告示第167号。以下「郵便分野ガイドライン」という。）等の改定、郵便局データの活用と個人情報保護法及び郵便法等との関係性の整理、郵便局データの活用に向けた関係者の役割、実施すべき施策等の整理等、郵便局データの活用とプライバシー保護の両立を目指した検討を行う¹。

¹ 本検討会においては、「データの取扱いWG」を7回、「データ活用推進WG」を5回開催し、各会合に日本郵政・日本郵便、個人情報保護委員会事務局、内閣官房郵政民営化推進室など関係者もオブザーバーとして参画し、合意を形成しつつ議論を進めた。

2 郵便局データに関する現状の分析

(1) 郵便局データを保有・取得する日本郵政・日本郵便の強み

ア 地域の偏りなく日本全国を網羅する郵便局ネットワーク

- 郵便事業は、国民生活に必要不可欠な公共性の高いサービスとして位置づけられており、日本郵政及び日本郵便には、ユニバーサルサービス提供の責務が課せられている。このため、日本郵政グループは、直営郵便局及び簡易郵便局あわせて約2万4千の郵便局、約17万8千の郵便ポストを有し、地域の隔たりなく日本全国を網羅する郵便局ネットワークを保持している。
- ユニバーサルサービスの維持が、法律により義務づけられており、採算が採れない過疎地域においても、郵便局と郵便のサービスは維持され続けている。

イ 日々各世帯・事業所に郵便物等を配達する配達ネットワーク

- 日本郵便の年間引受物数は、郵便が約149億通、荷物が約43億個であり、日々各世帯・事業所まで郵便物等を配達する配達ネットワークを有する。
- 宅配各社の宅配便は日々届け先が変わるため、その日の状況に応じて配達ルートを組み立てているが、郵便は日々2軒に1軒の割合で配達があるため、日々同じルートで配達を行う。
- 2019年10月より、テレマティクス端末 Dcat（配達コミュニケーション支援ツール）を実装したスマートフォンを集配担当社員に配備（2022年4月現在で約75,000台）しており、速度情報、位置情報、走行軌跡、配達時間等のデータを、安全管理、業務効率化、業務適正化に活用しているが、各世帯・事業所に郵便物等を配達する際に携行しているため、膨大なビッグデータが取得可能となっている。
- 日本郵便は、自動二輪車約8万2千台、軽自動四輪車約3万台、小型貨物自動車約2千台を保有しており、日々、日本中の道路を走行している。地方公共団体の公用車が通れない細い路地も郵便バイクであれば走行可能である。

ウ 全ての国民が利用者となる幅広い顧客基盤

- 日本郵便は、郵便の業務を業として行うことが法定された唯一の事業体であり、郵便のあて先となり得るほぼすべての世帯・事業所に係る所在情報や、転居に係る情報を、郵便の業務を円滑に実施するために保有している。

（２）郵便事業で保有している主な郵便局データ

ア 配達原簿（配達総合情報システム）

- 日本郵便は、郵便物の配達に必要な各配達先の世帯情報をデータベース（配達総合情報システム）として保有している。このデータベースを活用し、区分機によって郵便物を配達する順番に並べ替え、配達員は郵便局内の端末や印字された配達原簿により配達に必要な情報を確認しつつ、各世帯への郵便物の配達を実施している。
- 日本郵便は、郵便サービスの提供等における個人情報の利用目的について、個人情報保護法に基づき、ホームページ上のプライバシーポリシーにおいてその利用目的を公表している。

<日本郵便 プライバシーポリシー（抜粋）>

当社は、郵便サービスの提供、印紙の売りさばき、お年玉付郵便葉書の発行、国内・国際物流業務、ロジスティクスサービス等における個人情報について、以下の利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱います。

- ・当社が取り扱う商品、サービスの販売等に係るお客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ・企業ガバナンス向上・業務効率化等を目的とするデータ分析のため
- ・各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ・市場調査、データ分析およびアンケートの実施等のため
- ・ダイレクトメールの発送等、商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ・Web の閲覧履歴や購買情報等の情報を分析して、お客さまの趣味・嗜好の予測処理等を行うため
- ・その他、お客さまとお取引を適切かつ円滑に履行するため
- 配達原簿（配達総合情報システム）は、上記プライバシーポリシー等で掲げた利用目的のため、転居届に基づく情報や、居住確認のお知らせへの回答、現地確認に基づき、「配達に必須の情報」として、配達先住所、世帯主氏名、同居人名、事業所名、居住者旧姓、転居情報、空き家情報を、「円滑な配達のための情報」として、宅配 BOX 有無、オートロック情報、表札有無、飼犬有無、配達指定場所有無等のデータを、システム上に登録・更新している。
- 配達総合情報システム上のデータは高セキュリティな社内サーバーで管理されている。

イ 転居届に係る情報

- 日本郵便は、転居に伴い旧住所あての郵便物等を新住所に無料で転送することを希望する利用者からの届出（転居届。e 転居を含む。）に基づき、転送開始希望日、旧住所、転居者氏名、引き続き旧住所に居住する者の有無、事業

所名、新住所等の情報をデータベース（転居システム）として保有している。

- 転居届に係る情報は、転居届記載の利用目的に基づき、郵便物等の転送等に利用されている。

＜転居届記載の個人情報の利用目的（抜粋）＞

この転居届に記入された転居先、お名前等の情報は、以下の目的で使用します。

1. 弊社の扱う郵便物および荷物を転居先に転送・配達するため
 2. 行政機関・企業などからお預かりした住所等の変更のご案内その他のお知らせ、弊社サービスに関する情報やみなさまの生活に役立つ情報を転居先へ送付するため
- 転居システムは、配達総合情報システムとデータ連携し、配達総合情報システムのデータ更新に利用されており、配達総合情報システムと同様に、そのデータは高セキュリティな社内サーバーで管理されている。

ウ 郵便番号データ

- 郵便番号と当該郵便番号を付された街区との対応を表す郵便番号簿をデータベース化した郵便番号データベースは、非常に多くのウェブ上の申請フォームにおいて、住所の自動入力に活用されており、電子商取引等のインフラとして機能している。
- 2021年5月、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室は、「ベース・レジストリ」のひとつとして、「郵便番号データ」を指定した。ベース・レジストリとは、公的機関等で登録・公開され、様々な場面で参照される正確性や最新性が確保された社会の基幹となるデータベースを意味する。
- 郵便番号データは、即効性の観点から、早期にベース・レジストリとしての利活用を実現するものとして、ベース・レジストリ区分①として指定されている。
- 現在の郵便番号データは、データ品質の評価においてその成熟度に課題がある。改善点としては、例えば、複数行に分割されているコードがある、町域名に人間向けの補足説明が含まれており、別途プログラムの分岐処理を記述する必要がある、半角カタカナや Shift-JIS が使用されている等が挙げられる。

エ 郵便ポスト情報

- 日本郵便では、郵便ポストについて、ポストコード（6桁）、住所、取集局、取集時間、型式、外観状況、占用データ、工事履歴等の情報を社内システムにおいて保有しているが、位置情報は取集担当者等が紙地図に記載するのみで、緯度経度情報や、画像データを保有していない。

オ テレマティクス端末 Dcat~~D-e-a-t~~により取得する走行データ

- 2019 年 10 月より、テレマティクス端末 Dcat（配達コミュニケーション支援ツール）を実装したスマートフォンを集配担当社員に配備（2022 年 4 月現在で約 75,000 台）しており、速度情報、位置情報、走行軌跡、配達時間、移動距離のデータを、リアルタイムでデータベース化しており、安全管理、業務効率化、業務適正化に活用されている。

カ デジタル地図（検討中）

- 集配業務に地図は必要不可欠で、現在、紙媒体の住宅地図を必須のアイテムとして活用しているが、コストの削減、紙媒体地図のデメリット解消、生産性向上等を図るべく、配達総合情報システムや、約 75,000 台のスマートフォンに実装されたテレマティクス端末 Dcat など自社で保有する情報を活用し、自社でデジタル地図の構築を図ることを検討中。
- 紙媒体地図の場合、新築の建物、新しい道路などがあっても更新されない、個人使用の傾向が強く、班内、局内でも情報が共有されない、通区・道順の見直しのたびに配達用地図の作り直しになる等のデメリットがあり、こうした課題をデジタル地図の構築によって解消することを検討中。

3 郵便法に基づくデータ活用の制限と公的機関等へのデータ提供の可否

(1) 郵便分野ガイドライン及び同ガイドラインの解説における制限の現状

- 配達総合情報システムや転居システムは、特定の個人情報を経営的に検索することができるように体系的に構成したものとして、「個人情報データベース等」(個人情報保護法第 16 条第 1 項)に該当し、当該システムを構成する個人情報は、「個人データ」(個人情報保護法第 16 条第 3 項)に該当するため、個人情報保護法上、「個人データ」の取扱いに関する規律の対象となる。
- 個人情報保護法第 27 条第 1 項において、個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならないと規定されているが、例外的に、同法第 27 条第 1 項各号に該当する場合には、本人の同意を得る必要はないとされている。

＜個人情報保護法第 27 条第 1 項＞

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(以下 略)

- 一方、郵便法第 8 条においては、憲法第 21 条における「通信の秘密」の確保を受けて、「信書の秘密」及び「郵便物に関して知り得た他人の秘密」を確保すべきことが規定されている。

＜郵便法第 8 条（秘密の確保）＞

- 1 会社の取扱中に係る信書の秘密は、これを侵してはならない。
- 2 郵便の業務に従事する者は、在籍中郵便物に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

- これを受け、郵便分野ガイドラインは、個人情報保護法第 27 条第 1 項各号の例外事由に該当する場合であっても、日本郵便は、個人データを第三者に提供するに当たっては、信書の秘密の保護に係る郵便法第 8 条その他の関連規定を遵守しなければならないことを規定(郵便分野ガイドライン第 15 条第 10 項)し、郵便法違反とならないよう、郵便事業分野の事業者特有の制限

規定（上乗せ規定）を置いている。

＜郵便分野ガイドライン第15条第10項＞

前各項の規定にかかわらず、事業者は、個人データを第三者に提供するに当たっては、信書の秘密の保護に係る郵便法第8条その他の関連規定を遵守しなければならない。

- このため、一般の個人情報取扱事業者であれば提供が認められる場合であっても、日本郵便は、「信書の秘密」及び「郵便物に関して知り得た秘密」について、原則として第三者提供が認められていない。
- ただし、転居届に係る情報については、日本郵便が郵便法第8条の守秘義務に基づき弁護士会照会に対する転居届情報の開示を拒否した事案の最高裁判決（平成28年10月18日。高裁への差戻を決定）補足意見や差戻審の名古屋高裁判決（平成29年6月30日）を受け、令和2年3月に郵便分野ガイドラインの解説が改正され、「信書の秘密等に該当する事項のうち、郵便法第8条第2項に規定する、郵便物に関して知り得た他人の秘密については、比較衡量の結果、それらの情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回ると認められたときには、第三者提供が可能」であることが明記されるとともに、転居情報は、「信書の秘密」ではなく、「郵便物に関して知り得た秘密」に該当することが明記された。
- このため、現行の郵便分野ガイドラインの解説においては、郵便局データに関し、以下のとおり、活用の制限が規定されている。

ア 信書の秘密

- ・「信書の秘密」とは、信書の内容にとどまらず、差出人及び受取人の住所又は居所・氏名並びに信書の存在の事実の有無等、信書に関する一切の事項をいう。
- ・「信書の秘密」については、利用者の同意がある場合その他の違法性阻却事由がある場合を除いては、信書の秘密に係る個人情報を取り扱ってはならない。法律上の照会権限を有する者からの照会がなされた場合であっても、同様である。

イ 郵便物に関して知り得た他人の秘密

- ・「郵便物に関して知り得た他人の秘密」とは、信書に限らず、郵便物すべてについて、通信文などの内容のみならず、差出人・受取人の氏名、住所又は居所、取扱年月日、差出通数その他通信そのものの構成要素を成す一切の事項を指し、転居情報も含まれる。
- ・「郵便物に関して知り得た他人の秘密」については、法律上の照会権限を有する者からの照会がなされた場合であっても、原則として提供することはできない。
- ・ただし、比較衡量の結果、それらの情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回ると認められたときには、第三者提供が可能となる。

(2) 転居届に係る情報等の公的機関等への提供の状況と郵便分野ガイドラインにおける明確化の必要性

- (1) のとおり、転居届に係る情報は、郵便分野ガイドラインの解説において、「郵便物に関して知り得た他人の秘密」に該当するものとされており、比較衡量の結果、第三者提供が可能になることが明記されているが、郵便分野ガイドラインの解説上、具体的事例に乏しく、照会に対して回答すべきかどうか、現場レベルでの比較衡量が困難であるため、回答がなされていない状況にある。
- 一方で、日本郵便の公的性格から、法令等に基づき提供すべきと考えられるデータは提供されて然るべきと、要望する地方公共団体等の声が大きくなりつつある。
- このため、本検討会「データの取扱いWG」において、転居届に係る情報等郵便局データの提供を要望する地方公共団体等からヒアリングを実施し、「郵便物に関して知り得た他人の秘密であって、比較衡量の結果、その情報を用いることによる利益が守られる利益を上回ると認められ、第三者提供が可能となると考えられる事例」を、郵便分野ガイドラインの解説に追記することを検討した。

(3) 情報を用いることによる利益と秘密を守られる利益の比較衡量の結果、第三者提供が可能と認められる事例（郵便分野ガイドラインの解説に明記する事例）

- 以下のア、イ、ウの事例について、第三者提供が可能となる事例として明記することが適当と判断した。なお、個人情報保護法第27条第1項との関係では、いずれの事例も、同法第27条第1項各号の例外事由に該当するため、個人データの第三者提供に際し、本人の同意は不要である。
- なお、ア、イ、ウの場合において提供できる個人データは、その目的の達成に必要な最小限の範囲のものでなくてはならない。

ア 大規模災害や事故等の緊急時に、被災者情報・負傷者情報等を地方公共団体等に提供する場合

- 大規模災害や事故等の緊急時において、住民登録をしていないが居住している、居住者の一部が住民票を異動せず転出している等、被災した家屋の住民基本台帳上の情報と実際の居住者が異なるなど実態把握が困難な場合がある。日本郵便が把握している居住実態を提供することで、より正確で迅速

な安否確認や救助等が可能となり、被災者の生命、身体又は財産の保護に資する。

- この場合、被害を受けた家屋に居住している者の情報が地方公共団体等に提供されることになるが、これを提供しない場合、居住している者がいるのに救助が行われない等、迅速な救助活動や、被災者の生命、身体又は財産が損なわれる可能性がある。これを鑑みると、被災者の生命、身体又は財産といった具体的な権利利益の保護といった、情報を用いることの利益が上回ると考えられる。
- なお、DV・ストーカー・児童虐待の被害者に係る情報が加害者に渡る可能性については、提供先が地方公共団体等に限られていること、地方公務員法第 34 条による守秘義務が課されていることから、地方公共団体等において当該情報の目的外に利用される可能性は低いと考えられる²。
- イ 徴収職員又は徴税吏員が、国税徴収法第 146 条の 2 又は地方税法第 20 条の 11 の規定に基づき、国税又は地方税に関する調査について必要があるときに行う協力要請として、住民票を異動せず転出し所在の把握が困難となっている滞納者の転居届に係る情報を照会してきた場合であって、日本郵便が、当該滞納者の同意を得ることなく、転居届に係る情報を提供する場合
- 税の賦課徴収は、憲法が規定する納税の義務を担保する極めて公益性の高い業務であるところ、住民票を移さずに転出する滞納者についてはその所在の把握が困難であり、滞納整理事務に支障が生じているが、滞納者の転居情報を提供することにより、滞納整理事務を迅速化・効率化することで納税の履行を促し、国民の納税義務における公平性が確保され、地域の維持・発展につながる。
- 転居情報を取得した地方公共団体は、訪問による滞納者との接触や生活状況・実態把握により、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは、その執行を停止することができるとされており、滞納者の個別・具体的な実情を十分に把握することが地方公共団体には求められている。
- 国又は地方公共団体の照会に対応する場合、滞納者等が提出した転居届情

² 「災害時における安否不明者の氏名等の公表について」（令和 3 年 9 月 16 日内閣府・消防庁通知）により、地方公共団体は、災害後の速やかな安否不明者の氏名等公表が人命救助に有効であることから、そのための手続を平時から検討するものとされ、さらに、実際の氏名等公表に際しては、地方公共団体において DV やストーカー行為の被害者等の所在情報を秘匿すべきかどうかを確認することとされており、地方公共団体における情報の適切な取扱いが期待できるところである。

報が開示され、滞納者等の現在の居住地に関する情報が明らかになる可能性があるが、これを提供しない場合、納税義務を負いながら住所を明らかにせず義務の履行を免れるといった状況や、滞納者の個別・具体的な実情を把握した上での執行判断ができなくなるという可能性が考えられる。これらを鑑みると、納税の履行による国民の公平性の確保、地域の維持・発展といった、情報を用いることの利益の方が上回ると考えられる。

- なお、DV・ストーカー・児童虐待の被害者に係る情報が加害者に渡る可能性については、提供先が国又は地方公共団体に限られていること、国家公務員法第 100 条及び地方公務員法第 34 条の守秘義務に加え、税の徴収に関する事務に従事する者については国税通則法第 127 条及び地方税法第 22 条によっても守秘義務が課されていることから、税の滞納整理事務以外の目的で情報が利用される可能性は低いと考えられる。

ウ 弁護士会が、弁護士法第 23 条の 2 の規定に基づき、訴え提起等の法的手続を採ろうとする者（弁護士会が照会申出を審査して DV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続であり適当と判断した旨を表示して発出した照会に係る者に限る。）が申立ての相手方の住所の特定を図ろうとするため又は判決等の強制執行をするに際して相手方の住所を特定するため、住民票を異動せず転出し所在の把握が困難となっている当該相手方の転居届に係る情報を照会してきた場合であって、日本郵便が、当該相手方となる者の同意を得ることなく、転居届に係る情報を、当該弁護士会に提供する場合

- 弁護士会照会制度は、弁護士が受任事件について必要な事項や証拠の発見収集をし、事実に基づいて事件が適切に解決されることを目的としており、我が国の司法制度を維持するもので、公益を図る制度である。裁判や強制執行の相手方となる者の情報を提供することで、氏名と住所により当事者を特定することができ、国民の裁判を受ける権利や強制執行を実現する機会を保護し、司法制度の適正な運営の維持に貢献できる。

- 弁護士会照会制度に対応する場合、当該相手方となる者が提出した転居届情報が開示され、現在の居住地に関する情報が明らかになる可能性があるが、これを提供しない場合、裁判等の手続が進められない状況が生じたり、判決等により債務を履行すべき義務を負いながら住所を明らかにせず義務の履行を免れるといった状況が生じたりする可能性が考えられる。当該照会が必要なもので、当該目的以外に使用されるおそれがないのであれば、国民の裁判を受ける権利や判決等に基づく強制執行を実現する機会の保護といった情報を用いることの利益の方が上回ると考えられる。

- 一方、DV・ストーカー・児童虐待の被害者に係る情報が加害者に渡る可能性については、提供された情報が、照会元である弁護士会、照会申請した弁

護士から、さらには当該弁護士の依頼者に渡る可能性があることから、弁護士会が照会申出を審査してDV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続であり適当と判断した旨を表示して発出した照会に限定して、回答すべきと考えられる。

4 地方公共団体等からの委託を受けて受託調査業務を行う場合の留意点

(1) 日本郵便のデータ収集能力への期待に対応した調査受託の可能性

- 本検討会「データ活用推進 WG」において、関係者からのヒアリング等を通じて、「郵便局データ活用ニーズへの対応の方向性」として、
 - ア 日々津々浦々走っている郵便車両・バイクや郵便局員のデータ収集能力に対して、非常に期待が高いこと
 - イ 地方部における空間情報のデータ収集・整備の業務受託については、一定の需要が見込まれること
 - ウ 道路の維持管理、空き家対策など、公的な分野においてその要請に応える取組を他に優先して取り組むべきことなどが、提示された。

- これを受け、本検討会「データの取扱い WG」において、日本郵便が、地方公共団体等から委託を受けて、地方部における空間情報のデータ取得等の調査業務を行うに当たって、留意すべき事項を、以下(2)のとおり検討し、郵便分野ガイドラインの解説に明記することが適当と判断した。

(2) 受託調査業務における留意点（郵便分野ガイドラインの解説に明記）

- 日本郵便が地方公共団体等から委託を受けてデータ取得等の調査業務を行う場合について、具体的に想定される事例として、以下のア、イを想定し、それぞれ、個人情報保護法、郵便法及びプライバシー保護との関係から留意すべき事項として、郵便分野ガイドラインの解説に明記することが適当と判断した。

- ア 日本郵便が、道路の維持管理等を行う地方公共団体や、地図情報の配信を行う地図会社から委託を受けて、プローブデータやカメラ画像等の公道の街路データを取得する調査業務を行う場合

(個人情報保護法との関係)

- ・ 日本郵便が地方公共団体等から委託を受けて街路データを取得する場合において、当該街路データに個人情報が含まれる場合が考えられる。例えば、郵便車両等にカメラを搭載し、取得したカメラ画像に特定の個人を識別できる画像が含まれていた場合、個人情報を取得していることになる。この場合において、日本郵便が地方公共団体等から委託を受けて、個人情報を含む街路データを取得等する場合、委託元（地方公共団体等）には条例や個人情報保護法が

適用され、また、委託先たる日本郵便には個人情報保護法が適用される。委託元は委託先たる日本郵便に対する監督義務等を負い、また、委託先である日本郵便は委託された業務の範囲内で取得した街路データを取り扱わなければならない（委託された業務を遂行するために個人情報を利用する旨を、個人情報の利用目的として特定し、当該利用目的を通知又は公表しなければならない）。

- ・ また、委託先たる日本郵便は、その公益性の観点から、個人情報を含む街路データを取得するに当たっては、個人情報の適正取得及び本人関与の実効性確保等のため、委託元（地方公共団体等）を明示し、当該委託元に代わって個人情報を取得する旨を示す必要がある。具体的には、街路データを取得する郵便車両等に、委託元及び委託元に代わってデータを取得している旨を明示する等の措置を講ずることが求められる。
- ・ 委託先たる日本郵便は、その公益性の観点から、委託に先立って、委託元による個人情報の利用目的や、委託元に個人情報を違法又は不当な目的で利用する意図がないことを確認することが望ましい。

（郵便法との関係）

- ・ 郵便法第 8 条第 1 項は、会社の取扱中に係る信書の秘密は、これを侵してはならないとしており、信書の秘密には、個々の信書の送達の実事も含む。このため、日本郵便は街路データの取得に当たっては、委託元が信書の秘密を取得することとならないよう措置した上で委託元に納品する必要がある。例えば、プローブデータから調査した日付情報を削除することや、カメラ画像から個々の信書の送達の実事が一見して明らかになるような情報を加工³することなど、個々の信書の送達の実事が判別されないようにすることなどが考えられる。

（プライバシー保護との関係）

- ・ 日本郵便が地方公共団体等から委託を受けて街路データを取得する場合において、カメラ画像等、生活者の情報を取り扱う場合には、個人情報保護法、郵便法を遵守するだけでなく、生活者のプライバシーや肖像権が私法上も保護されており、その侵害に対して生活者による損害賠償請求や差止請求が認められていることを認識し、生活者の人格的な権利・利益等を損なうことのないよう、十分な配慮をすることが求められる。
- ・ 撮影方法等が不適切な場合には、肖像権侵害、プライバシー侵害となり得るおそれもある。また、法的に違法とされなくとも、生活者のプライバシーリスクに適切に対応がなされていないと生活者が判断すれば、いわゆる「炎上」を

³ 例えば、個人が特定できないレベルまで解像度を落とす、人物領域をアイコン化する等。

含め、社会に受容されない事態となり、委託元のみならず日本郵便自身の損失や信頼を毀損する可能性もある。このため、日本郵便は、地方公共団体等から委託を受けて街路データを取得する場合においては、「カメラ画像利活用ガイドブック ver3.0」(IoT 推進コンソーシアム・総務省・経済産業省。令和 4 年 3 月公表。)等を参考として、委託元(地方公共団体等)との密なコミュニケーションを図り、サービス全体においてルールの徹底を図り、生活者と委託元(地方公共団体等)・日本郵便との間での相互理解や信頼関係を構築することが期待される。

イ 日本郵便が、空家の適切な管理又は活用の促進を目的とした空家状況の調査を行う地方公共団体等から委託を受けて、空き家の可能性のある建物の調査を行う場合

(個人情報保護法との関係)

- ・ 日本郵便が地方公共団体等から委託を受けて空き家の可能性のある建物の外観情報を取得する場合において、取得した建物の外観情報及びその住所等の情報に、特定の個人を識別できる情報(個人情報)が含まれる場合が考えられる。この場合において、日本郵便が地方公共団体等から委託を受けて、個人情報を含む建物の外観情報を取得等する場合、委託元(地方公共団体等)には条例や個人情報保護法が適用され、また、委託先たる日本郵便には個人情報保護法が適用される。委託元は委託先たる日本郵便に対する監督義務等を負い、また、委託先である日本郵便は委託された業務の範囲内で取得した建物の外観情報を取り扱わなければならない(委託された業務を遂行するために個人情報を利用する旨を、個人情報の利用目的として特定し、当該利用目的を通知又は公表しなければならない)。
- ・ また、委託先たる日本郵便は、その公益性の観点から、個人情報を含む建物の外観情報を取得するに当たっては、個人情報の適正取得及び本人関与の実効性確保等のため、委託元(地方公共団体等)を明示し、当該委託元に代わって個人情報を取得する旨を示す必要がある。具体的には、建物の外観情報を取得する際に、委託元及び委託元に代わってデータを取得している旨を明示する等の措置を講ずることが求められる。
- ・ 委託先たる日本郵便は、その公益性の観点から、委託に先立って、委託元による個人情報の利用目的や、委託元に個人情報を違法又は不当な目的で利用する意図がないことを確認することが望ましい。

(郵便法との関係)

- ・ 郵便法第 8 条第 1 項との関係においては、建物の外観の撮影(静止画)において、個々の信書の送達的事实を撮影することは通常想定されないが、委託元

が信書の秘密を取得することとならないよう、個々の信書の送達の実態が一見して明らかになるような情報があれば処理するなど、個々の信書の送達の実態が判別されないようにする必要がある。

（プライバシー保護との関係）

- ・ 日本郵便が地方公共団体等から委託を受けて空き家の可能性のある建物の外観情報の取得を行う場合において、カメラ画像等、生活者の情報を取り扱う場合には、個人情報保護法、郵便法を遵守するだけでなく、生活者のプライバシーや肖像権が私法上も保護されており、その侵害に対して生活者による損害賠償請求や差止請求が認められていることを認識し、生活者の人格的な権利・利益等を損なうことのないよう、十分な配慮をすることが求められる。
- ・ 撮影方法等が不適切な場合には、肖像権侵害、プライバシー侵害となり得るおそれもある。また、法的に違法とされなくとも、生活者のプライバシーリスクに適切に対応がなされていないと生活者が判断すれば、いわゆる「炎上」を含め、社会に受容されない事態となり、委託元のみならず日本郵便自身の損失や信頼を毀損する可能性もある。このため、日本郵便は、地方公共団体等から委託を受けて街路データを取得する場合においては、「カメラ画像利活用ガイドブック ver3.0」等を参考として、委託元（地方公共団体等）との密なコミュニケーションを図り、サービス全体においてルール徹底を図り、生活者と委託元（地方公共団体等）・日本郵便との間での相互理解や信頼関係を構築することが期待される。

○ カメラ画像等の取扱いにおけるプライバシー保護の取組例として、以下の事項を郵便分野ガイドラインの解説に記載することが適当と判断した。

- ・ 街路データの取得のため撮影する際は、カメラの高さを人の目線の高さよりも下にするなど、人物の顔、住宅の表札など、個人を特定しうる情報が撮影されないように配慮する。
- ・ 自身に係る情報の取得を望まない場合や、撮影後に街路データに係る画像・映像を削除して欲しい場合などに対応できるよう、手続を整備し、専任の担当者や窓口を設けるなど丁寧に対応する。
- ・ 撮影場所は公道に限り、私道・私有地を走行した街路データを取得することがないように配慮する。
- ・ カメラ画像について、プライバシーリスクに配慮し、安全管理措置を講ずる。

5 郵便局データ活用推進ロードマップ

(1) 郵便局データ活用推進ロードマップの意義

- 国民生活に必要不可欠なユニバーサルサービスを担う郵便局の公共性・重要性に鑑み、全国2万4千の郵便局ネットワークとそのデータを社会として有効活用するとともに、デジタル化の進展による国民のニーズの変化に即した新たなビジネスモデルを構築することは、今後の郵政事業の持続的な成長・発展に欠かせないと考えられる。
- 郵便局データの活用とそれによる革新的なサービスの提供を一層促進するためには、データ活用に向けた基本的な考え方や日本郵政・日本郵便の取組、総務省等が実施すべき施策等を、現時点におけるコミットメントとして社会に向け表明することが必要であり、「郵便局データ活用推進ロードマップ」として、ここに示すものである（本章及び別添を参照）。

(2) 郵便局データ活用に向けた信頼の回復

- 日本郵政グループにとって、まず取り組むべき課題は、信頼の回復である。日本郵便では、2019 令和元年にかんぽ不適正募集事案が発覚し、2020 令和2年度以降も、金融分野、郵便分野ともに重大な不祥事案が頻発し、2021 令和3年秋には、郵便局長による個人情報の流用事案も発生した。
- かんぽ不適正募集事案の反省を踏まえ、日本郵政グループにおいては、業務改善計画、各事案に対応して策定した再発防止策、JP 改革実行委員会からの提言、また自ら策定した中期経営計画などに基づき、ガバナンス・コンプライアンス態勢の強化が図られてきたが、日本郵政グループは、全国2万4千局に分散する郵便局ネットワークであり、40万人の社員を抱える巨大組織である。本社の施策や理念が、支社を通じ、郵便局に浸透・徹底されていることが重要であり、郵便局ネットワークの組織構造等を踏まえ、内部統制の強化、デジタル化によってリスクを低減すること、内部通報制度等によるリスク検知体制を確立していくことが重要である。
- 特に、郵便局データ活用を推進するに当たっては、現場の郵便局においてデータが適正に取り扱われることが大前提であり、研修の実施やマニュアルの見直しといった再発防止策に加え、郵便局への牽制機能強化のための検査部等の点検の強化、郵便局における顧客情報記載書類の削減、電子化等の取組が必要である。
- 2022年2月には、総務省は「郵政行政モニタリング会合」を設置したところであり、信頼の回復に向け、総務省は同会合を活用した監督の強化を図ることが必要である。

- 日本郵政グループの2025年度までの5カ年の中期経営計画「JPビジョン2025」において、「お客さまの信頼回復に向けた約束」を掲げ、「一人ひとりのお客さまに寄り添い、お客さまの満足と安心に最優先で取り組み、信頼していただける会社になることを約束します。」と宣言し、「法令・ルールを遵守し、お客さまが安心してご利用いただける高品質のサービスを提供します。」等の活動の約束を実行することとしている。グループと利用者との間の約束が、すべての社員の活動において実践されるよう取り組むべきである。

(3) データガバナンスの体制強化

ア 基本的な考え方

- 郵便局データの社会的な有効活用と革新的なサービスの提供に向け、また、信頼の回復に向け、保有するデータ資産すべてを対象とした管理体制の構築等データガバナンスの強化が必要である。
- データガバナンスの強化は、情報セキュリティの確保や個人情報の適正な取扱いの観点のみならず、データ活用による効果の最大化とリスクの最小化を実現する上で、必要な取組である。

イ 日本郵政・日本郵便の取組

①データガバナンス体制の構築⁴

- 日本郵政グループにおいては、データガバナンス体制の検討・整備のために、今秋を目途に「データガバナンスWG（仮称）」を立ち上げ、「郵便局データ活用推進ロードマップ」に基づき、データ活用を推進する。
- 具体的には、個人情報等の適正な取扱いを確保し、社会的受容性等に十分に配慮しつつ、データの活用を推進するため、新たな連携施策の創設を念頭に必要な規定の検討・整備、データ活用の可否等のチェック体制、日本郵政とグループ内各社とのガバナンスの在り方等、データ活用に当たって必要となるブレーキ機能を整備すべく、2022年度までを目途に、規程類を含めた体制を検討する。
- 中長期的（2024年度までを目途）には、グループ全体のデータ活用やデータガバナンスに関する戦略・方針を策定し、構築した体制によるチェックを

⁴ 「DX時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.2」（令和4年2月 総務省・経済産業省）を参考とすべきである。

踏まえ、具体的なデータ活用を推進する。

②帳票類の削減・電子化、デジタル技術を活用した情報管理システムの構築

- 日本郵便においては、2021年3月に組成した「情報管理態勢強化PT」を通じた業務プロセス・業務システムの見直し等により、紙帳票類の削減及び電子化に取り組み、紛失・亡失を防ぐとともに、デジタル技術を活用した情報管理システムを構築し、情報へのアクセスに関する管理の利便性を向上させる。

（４）業務効率化・適正化のためのデータ活用の推進

ア 基本的な考え方

- 郵便事業については、郵便物数は2001年度（ピーク時）の約263億通から2021年度には約149億通へと4割以上減少しているが、コロナ禍により、テレワークやペーパーレス化が進展し、今後、さらなる減少も予想される。
- こうした経営環境に加え、今後労働人口が減少していく中、郵便・物流オペレーションの効率化・適正化・省人化・サービス向上に向け、データの活用やDXの取組を進めることが必要である。
- さらに、内部の業務効率化・適正化のためのデータ活用、DX推進で得た成果を、サービス化するという視点を持つことが重要である。

イ 日本郵政・日本郵便の取組

①データドリブンの郵便・物流事業改革⁵への投資

- 日本郵政グループの2025年度までの5カ年の中期経営計画「JPビジョン2025」に基づき、日本郵便において、「データドリブンの郵便・物流事業改革」に約3,000億円を投資する。

②テレマティクス端末Dcatによる安全管理、業務効率化、業務適正化

- 日本郵便においては、2019年10月より、テレマティクス端末Dcat（配達

⁵ デジタル化を徹底するとともに、保有・収集するデータ等を活用し、デジタル化された情報に基づくオペレーションの効率化を進めるとともに、お客さまにとっての差し出しやすさ・受け取りやすさを追求する取組み。

コミュニケーション支援ツール）を実装したスマートフォンを集配担当社員に配備（2022 年 4 月現在で約 75,000 台）しており、速度情報、位置情報、走行軌跡、配達時間、移動距離のデータを、リアルタイムでデータベース化しており、安全管理、業務効率化、業務適正化に活用している。

- 具体的には、テレマティクス端末 Dcat により、局の管理者や支社の支援として、配達担当者の急加速・急減速や速度超過等の状況確認、配達ルートの変更や飛び地等の課題の顕在化、班長の支援として、配達担当者の進捗確認、交通事故や郵便物放棄事案の対応にも役立つ長時間停止アラート通知、配達時間の見える化による区画・道順の見直し等、順次機能が拡充している。アプリケーションの高度化により、さらなる機能の追加を図り、データドリブンの郵便・物流事業改革に取り組む。

③デジタル地図の構築

- 日本郵便において、集配業務に地図は必要不可欠で、現在、紙媒体の住宅地図を必須のアイテムとして活用しているが、コストの削減、紙媒体地図のデメリット解消、生産性向上等を図るべく、配達総合情報システムや、約 75,000 台のスマートフォンに実装されたテレマティクス端末 Dcat など自社で保有する情報を活用し、2023 年度中を目途に、自社でデジタル地図の構築を図る。
- これにより、紙媒体地図の場合、新築の建物、新しい道路などがあっても更新されない、個人使用の傾向が強く、班内、局内でも情報が共有されない、通区・道順の見直しのたびに配達用地図の作り直しになる等のデメリットがあり、こうした課題をデジタル地図の構築によって解消することを目指す。
- 中長期的（2024 年度までを目途）には、構築したデジタル地図とその他のシステムを連携させることにより、データドリブンの物流プラットフォームを構築し、社内オペレーションの最適化のみならず、社外の物流やサービスと柔軟に連携できるネットワークを確立する。

（５）公的要請に応えるデータ活用の優先的推進

ア 基本的な考え方

- 災害対応や防災、空き家対策、道路の維持管理、争訟など、公的な分野においては、郵便局が保有するデータやデータ収集能力の活用によって、課題解決が図られるとする期待が大きい。
- 日本郵政グループの公的な性格にかんがみ、国民利用者の信頼を得てデータ活用を進めるため、公的要請に応えるデータ活用について、他に優先して

取り組み、成果を展開していくべきである。

- 「郵便事業分野の個人情報保護ガイドラインの解説」に、提供が可能な場合として追記する、①大規模災害や事故等の緊急時の被災者情報・負傷者情報等の提供、②滞納者の転居届に係る情報の提供、③弁護士会照会対応（弁護士会が照会申出を審査してDV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続きであり適当と判断した旨を表示して発出するものに限る）について、関係者との協議等適切に対応できるよう、運用体制を整備すべきである。
- また、同解説に追記する、①道路の維持管理や地図作成のための街路データ取得の調査受託、②空き家状況の調査受託における個人情報保護法、郵便法、プライバシー保護の観点からの留意点に即した対応が取れるよう、準備をすべきである。
- 地方公共団体からの郵便局データ活用へのニーズは高いため、ニーズを有する地方公共団体と連携した実証を進め、ユースケースを作りつつ、地域課題の解決につながる取組を拡げていくべきである。
- 地域課題の解決や新ビジネスの開発を各地域で行う代表的な取組として、スマートシティの取組があるが、現在、日本郵政グループのコミットはほとんどない現状にある。スマートシティの取組に参画することによって、様々な可能性が広がるため、積極的な対応が期待される。
- 郵便番号データは、非常に多くのウェブ上の申請フォームにおいて、住所の自動入力に活用されており、電子商取引等のインフラとして機能しており、我が国の「ベース・レジストリ」のひとつとして、政府から指定されている。現在の郵便番号データは、データ品質の評価においてその成熟度に課題があり、複数行に分割されているコードの解消等、正確性や機械判読可能性を向上させる必要がある。
- 郵便局、郵便ポストの情報等、活用に法的・社会的に制約のない情報については、積極的にオープンデータ化を進め、郵便局データの有用性を示していくべきである。
- オープンデータの取組は、透明性・信頼性の向上の観点からも意義は高く、他の企業体や地方公共団体、NPO、学術研究機関等との連携にも有用であるため、データを囲い込むことなく積極的に活用していく取組を期待する。

イ 日本郵政・日本郵便の取組

①公的要請に応えるデータ活用の推進

- 郵便局の公的性格にかんがみ、地域課題の解決に貢献していく観点とともに、国民利用者の信頼を得てデータ活用を進めていく観点、さらには、将来

にわたって安定的に郵便サービスの維持を図る観点から、公的要請に応えるデータ活用を推進する。

②データ提供の運用体制の検討

- 大規模災害や事故等の緊急時の被災者情報・負傷者情報等の提供、滞納者の転居届に係る情報の提供、弁護士会照会対応について、今秋以降、具体的な運用体制の検討、関係者との協議を進め、準備でき次第提供を開始する。その際、受益者による応分の費用負担についても必要に応じて検討する。

③スマートシティや地域実証事業への参画

- 地方公共団体等が地域の状況を調査・把握することが困難となっているという課題解決に向けて、空き家対策業務や、スマートシティの取組、地域での実証事業等への参画を通じ、取得が必要なデータは何か、どのようにデータを取得すべきか、取得したデータはどのように連携すべきか等、具体的な課題を洗い出し、データ活用のノウハウを蓄積していく。

④オープンデータの推進

- 既にベース・レジストリに指定されている郵便番号データについては、広く利用されている実態にかんがみ、関係各所にも協力をいただきながら、より使いやすいデータの検討を進めていく。
- 郵便局や郵便ポストの位置情報等については、郵便・物流サービスの顧客体験の向上に向けて、オープンデータ化も含めた活用を具体的に検討し、展開を図る。
- 郵便局データの有用性及び必要性に関する認知度を向上させるとともに、データの取扱に関する信頼を確保することに資するという観点からも、オープンデータの推進について積極的に検討し、展開を図る。

(6) データを活用した新規ビジネスの段階的展開

ア 基本的な考え方

- 日本郵政グループは、まずは、信頼の回復に努め、データガバナンスの体制強化を図りつつ、顧客情報を含まないデータビジネス、オプトインモデルのサービスの充実等の実績を積むべきである。情報銀行等データプラットフォームとしての本格的なデータビジネスについては、こうした実績を積み

つつ、法令上の制約や社会的受容性を確認しながら、段階的に展開を図っていくことが望ましい。

- 地方部における空間情報のデータ収集・整備に関して、あまねく全国を対象としたサービスを提供している日本郵便のデータ収集能力等への期待が高いため、顧客情報を含まないデータビジネスのひとつとして検討すべきである。
- 日本郵便のデータ収集能力を街のセンサーの役割とすることで、スマートシティで期待されている機械的なセンサリングを補完することが期待される。

イ 日本郵政・日本郵便の取組

①集配車両等を活用した地図基礎情報の取得ビジネスの検討

- 日本郵便の郵便・物流事業では、日本全国津々浦々で、日々10万人近いスタッフが、郵便物・荷物の配達や集荷、ポストの取集などの業務に従事しており、道路や建物などの変化の情報などをまとめることができれば、自動運転等に必要なデジタル地図の最新化等社会のニーズに応える一助になりえることから、テレマティクスで取得した郵便バイクの走行データ、街路データ等の個人情報を含まない空間情報、地図基礎情報のデータの収集について、社会での有効活用に加えビジネス化も視野に検討し、2024年度中の実現を目指す。
- その際、業務効率化の観点から行う、自社用のデジタル地図構築のノウハウを活かす。

②利用者によるデータコントロールを可能とするオプトイン（利用者同意）モデルの構築

- 郵便サービスにおいては、転居届受付時など、利用者同意を得る場面が限定的であるが、「オプトインモデル」を採る先進的な企業では、利用者の同意の取得状況をデジタルで管理するとともに、利用者側で「オプトイン」の管理ができるようにしており、こうした利用者によるデータコントロールが社会的に求められている。
- このため、日本郵政グループにおいて、利用者によるデータコントロールを可能としつつ、データ活用に対する利用者同意を適確に取得する仕組みを検討し、2023年度を目途に仕組みを構築する。

③データビジネスの段階的な展開

- 情報銀行や、パーソナルデータを利用したビジネスなど、より積極的・本格的データビジネスについては、信頼の回復、データガバナンスの体制強化を図り、顧客情報を含まないデータビジネス、オプトインモデルのサービスの充実等の実績を積みつつ、法令上の制約や社会的受容性を確認しながら、段階的に展開を図る。

(7) 総務省の取組

①郵便局データ活用アドバイザーボード（仮称）の創設

- 「郵便局データ活用推進ロードマップ」の推進のため、有識者・消費者等で構成し、個人情報保護委員会事務局やデジタル庁等関係機関も必要に応じ参画する「郵便局データ活用アドバイザーボード（仮称）」を、今秋を目途に創設する。
- 「郵便局データ活用アドバイザーボード（仮称）」は、国民生活に必要不可欠なユニバーサルサービスを担う郵便局の公共性・重要性に鑑み、総務省として、郵便局データの活用の推進に向けて、
 - ア 郵便分野ガイドラインの解説に追記された公的機関等へのデータ提供の具体的運用に当たっての助言
 - イ 郵便分野ガイドラインの解説に追記すべき新たな事項・要望があった場合における機動的な追記の検討
 - ウ 郵便局データへのニーズに関し必要な場合におけるラウンドテーブル（意見交換の場）の設定
 - エ 日本郵政グループに設置する「データガバナンスWG（仮称）」における検討を含め、日本郵政・日本郵便のデータ活用に関する施策の定期的なフォローアップ等を行う。

②弁護士会等郵便局データの提供を求める団体と日本郵政・日本郵便との協議の場の設定

- 郵便分野ガイドラインの解説に追記された公的機関等へのデータ提供の具体的運用に当たって、標準的な照会様式の設定と具体的な照会申請手続きについて、フィージビリティを持って進められるよう、関係団体と日本郵政・日本郵便との協議の場を、今秋を目途に設定する。

③実証事業を通じた郵便局データ活用の支援

- 郵便局と地方公共団体等の地域の公的基盤が連携し、デジタル技術を活用して地域課題を解決するモデルケースを創出する「郵便局等の公的地域基盤連携推進事業」による実証事業等を通じて、郵便局データ活用を支援する。

④郵政行政モニタリング会合等による監督の強化

- 2022 年 2 月に設置した郵政行政モニタリング会合における助言も踏まえつつ、2021 年 8 月に策定した監督指針に基づき、日本郵政・日本郵便の信頼の回復に向けた監督を適確に実施していく。

郵便局データ活用推進ロードマップ（案）

別添

日本郵政グループの取組	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
信頼の回復 ➤ 郵便局データ活用を推進するに当たっては、現場の郵便局においてデータが適正に取り扱われることが大前提。 ➤ 巨大組織である郵便局ネットワークにおいては、本社の施策や理念が郵便局に浸透・徹底されていることが重要。	■ 日本郵政グループが掲げる中期経営計画「JPビジョン2025」に基づき、法令・ルールを遵守し、安心して利用できる高品質のサービスを提供することを、すべての社員の活動において実践。 ■ 研修の実施やマニュアルの見直しといった再発防止策に加え、郵便局への牽制機能強化のための検査部等の点検の強化、郵便局における顧客情報記載書類の削減、電子化等の取組を実施。			
データガバナンスの体制強化 ➤ 郵便局データの社会的な有効活用と革新的なサービスの提供や信頼の回復に向け、保有するデータ資産すべてを対象とした管理体制の構築等データガバナンスの強化が必要。	郵便局データの運用・管理体制に関する検討・整理 必要規定や体制の検討・整備 データ活用やガバナンスに関する戦略・方針の策定 具体的なデータ活用を推進 データガバナンスWG（仮称）の立上げ 業務プロセス・システムの見直し 帳票類の削減・電子化、デジタル技術を活用した情報管理システムの構築 情報管理態勢強化PTの組成			
業務効率化・適正化 ➤ 郵便・物流オペレーションの効率化・適正化・省人化・サービス向上に向け、データの活用やDXの取組を進めることが必要。 ➤ 内部の業務効率化のためのデータ活用、DX推進で得た成果のサービス化を検討。	データドリブンの郵便・物流事業改革への投資 テレマティクス端末Dcatによる安全管理、業務効率化、業務適正化 デジタル地図を活用した更なる既存業務の効率化、地図付加情報の収集 デジタル地図の構築に向けた地図情報の収集 自社活用に向けたデジタル地図の構築 社内外に活用可能な物流プラットフォーム構築 プラットフォームの運用 社外の物流事業者等との連携			
公的要請に応えるデータ活用の優先的推進 ➤ 日本郵政グループの公的な性格にかんがみ、国民利用者の信頼を得てデータ活用を進めるため、公的要請に応えるデータ活用について、他に優先して取り組み、成果を展開。 ➤ 地方公共団体やNPO等と連携し、積極的にオープンデータ化を推進。	公的要請に応えるデータ活用の推進 データ提供の運用体制の検討 データ提供の実施 他の企業体や地域公共団体、NPO、学術研究機関等との連携 スマートシティや地域実証事業への参画 オープンデータの推進 郵便局データの社会的な有効活用に向けた検討 ベース・レジストリや郵便ポスト情報等の整備、検討			
新規ビジネスの段階的展開 ➤ 信頼の回復、データガバナンスの体制強化を図りつつ、顧客情報を含まないデータビジネスやオプトインモデルのサービスを充実。 ➤ 本格的なデータビジネスは法令上の制約や社会的受容性を確認しながら段階的に展開。 ➤ 日本郵便のデータ収集能力を街のセンサーとし、スマートシティのセンサリングを補完。	集配車両等を活用した空間データ取得ビジネスの検討 集配車両等を活用した空間データ取得ビジネスの展開 利用者によるデータコントロールを可能とするオプトインモデル（利用者同意）の検討・構築 オプトインモデル（利用者同意）の運用 データビジネスの段階的な展開（路面情報・建物情報等の地図作成基礎データ、電波疎通データ等の「非」個人情報から段階的に実施）			

総務省の取組	郵便局データ活用アドバイザリーボード（仮称）の創設・運営 ※定期的な意見交換の場を設定し、データ活用に関する施策をフォローアップ			
	弁護士会等郵便局データの提供を求める団体と日本郵政・日本郵便との協議の場の設定・運営			
	実証事業を通じた郵便局データ活用の支援			
	郵政行政モニタリング会合等による監督の強化			

▲ 年次レポート

▲ 年次レポート

▲ 年次レポート

郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会 構成員

(敬称略、座長を除き五十音順)

【構成員】

(座長)	谷川 史郎	東京藝術大学社会連携センター 客員教授
	大谷 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員法務部長
	越塚 登	東京大学大学院情報学環 教授
	関 治之	一般社団法人コード・フォー・ジャパン 代表理事
	巽 智彦	東京大学大学院法学政治学研究科 准教授
	長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク
	中村 伊知哉	iU (情報経営イノベーション専門職大学) 学長
	増島 雅和	森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士
	森 亮二	英知法律事務所 弁護士
	山本 龍	群馬県前橋市長

【オブザーバー】

日本郵政株式会社
日本郵便株式会社
個人情報保護委員会事務局
内閣官房郵政民営化推進室
デジタル庁

郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会
データの取扱いWG 構成員

(敬称略、主査を除き五十音順)

【構成員】

【主査】	中村 伊知哉	iU（情報経営イノベーション専門職大学）学長
	生貝 直人	一橋大学大学院法学研究科 准教授
	板倉 陽一郎	ひかり総合法律事務所 弁護士
	今村 敏	池田・染谷法律事務所 弁護士
	澤 尚幸	慶應義塾大学 SFC 研究所 上席所員 福山市 政策アドバイザー
	巽 智彦	東京大学大学院法学政治学研究科 准教授
	谷川 史郎	東京藝術大学社会連携センター 客員教授
	寺田 眞治	一般財団法人日本情報経済社会推進協会 主席研究員
	長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク
	藤沢 烈	一般社団法人 RCF 代表理事
	森 亮二	英知法律事務所 弁護士

郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会
データ活用推進ワーキンググループ 構成員

(敬称略、主査を除き五十音順)

【構成員】

【主査】	庄司 昌彦	武蔵大学社会学部メディア社会学科 教授
	岡本 正	銀座パートナーズ法律事務所 弁護士
	高口 鉄平	静岡大学学術院情報学領域 教授
	下山 紗代子	一般社団法人リンクデータ 代表理事
	関 治之	一般社団法人コード・フォー・ジャパン 代表理事
	谷川 史郎	東京藝術大学社会連携センター 客員教授
	中野 正康	愛知県一宮市長
	村上 文洋	株式会社三菱総合研究所 デジタル・イノベーション本部 主席研究員

**郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会
開催状況**

回次・日程	主な議題
第 1 回 (令和 3 年 10 月 15 日)	(1) 本検討会の運営について (2) 検討アジェンダ(案)について (3) 意見交換
第 2 回 (令和 4 年 1 月 25 日)	(1) データの取扱いWGからの進捗報告 (2) データ活用推進WGからの進捗報告 (3) 改正個人情報保護法を受けた郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン及び解説の改正(案)について (4) 意見交換
第 3 回 (令和 4 年 5 月 26 日)	(1) 「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」報告書骨子(案)について (2) 意見交換
第 4 回 (令和 4 年 6 月 14 日)	(1) 「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」報告書(案)について (2) 「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」を踏まえた郵便分野ガイドラインの解説の改正(案)について (3) 意見交換
第 5 回 (令和 4 年 7 月 25 日)	(1) 「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」報告書(案)等に対する意見募集結果について (2) 意見交換

**郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会
データの取扱いワーキンググループ 開催状況 ※非公開で開催**

回次・日程	主な議題
第 1 回 (令和 3 年 11 月 8 日)	(1) 本WGの運営について (2) 検討アジェンダについて (3) ヒアリング ・ 日本弁護士連合会 ・ 個人情報保護委員会事務局 ・ 総務省 消費者行政第二課 ・ 総務省 情報通信作品振興課 ・ 日本郵便(株)
第 2 回 (令和 3 年 11 月 29 日)	(1) ヒアリング ・ 青森県階上町 ・ 兵庫県加古川市 (2) 「信書の秘密」と「郵便物に関して知り得た他人の秘密」等について (3) 郵便事業分野ガイドライン改正の骨子について
第 3 回 (令和 3 年 12 月 15 日)	(1) 郵便法第 8 条の趣旨の明確化の観点から行う GL 解説の改正骨子案について (2) 郵便業務において取得する個人情報の取扱いの現状について (日本郵便(株)) (3) 意見交換
第 4 回 (令和 4 年 1 月 11 日)	(1) 業務外活動におけるお客さま情報の利用に係る調査状況 (日本郵便(株)) (2) 公的機関等への情報提供の可否に関する検討の進捗状況 (3) 郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン及び解説の改正 (案) について
第 5 回 (令和 4 年 3 月 29 日)	(1) 郵便物に関して知り得た他人の秘密に係る情報の提供が可能な事例の検討 (2) 地方公共団体等からの委託を受ける場合の留意点 (3) 意見交換
第 6 回 (令和 4 年 4 月 19 日)	(1) 「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」を踏まえた郵便分野ガイドラインの解説の改正 (案) (事務局) (2) 意見交換

第7回 (令和4年 5月11日)	(1) 「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」報告書骨子(案) (事務局) (2) 意見交換
---------------------------------	--

**郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会
データ活用推進ワーキンググループ 開催状況 ※非公開で開催**

回次・日時	主な議題
第 1 回 (令和 3 年 11 月 10 日)	(1) 本WGの運営について (2) 検討アジェンダについて (3) 発表 ・ 村上構成員 ・ (一財) マルチメディア振興センター ・ 下山構成員 ・ 日本郵便(株) (4) 意見交換
第 2 回 (令和 3 年 12 月 22 日)	(1) 発表 ・ 三浦 勝 国立研究開発法人防災科学技術研究所 客員研究員 ・ 吉本明平 関東学院大学非常勤講師 地域情報アドバイザー ・ 金丸彰吾 奈良県生駒市役所 (2) 意見交換
第 3 回 (令和 4 年 1 月 12 日)	(1) データ活用が期待される分野やニーズに関する検討の 進捗状況 (2) 意見交換
第 4 回 (令和 4 年 3 月 24 日)	(1) これまでの議題について (2) 発表 ・ 日本郵便 (株) (3) 意見交換
第 5 回 (令和 4 年 5 月 13 日)	(1) 「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に 関する検討会」報告書骨子 (案) (事務局) (2) 意見交換

「『郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会』報告書（案）等に対する意見募集」
 において提出された意見及びそれらに対する考え方

意見提出期間：令和4年6月16日（木）から同年7月15日（金）まで
 意見提出数：17件（うち、法人3件、個人9件、匿名5件）

※意見提出数は、意見提出者数としています

（提出順、敬称略）

受付	意見提出者一覧
1	個人1
2	匿名1
3	個人2
4	匿名2
5	個人3
6	個人4
7	個人5
8	個人6
9	匿名3
10	匿名4
11	個人7
12	日本電気株式会社
13	KDDI株式会社
14	ソフトバンク株式会社
15	個人8
16	個人9
17	匿名5

※提出された御意見等については、整理・要約等を行った上で掲載している場合があります。

●「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」報告書（案）及び「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（令和４年個人情報保護委員会・総務省告示第２号）の解説」改正案について

番号	提出された意見	意見に対する考え方（案）	意見を踏まえた案の修正
●弁護士会照会について			
1	<意見の概要> （１） 本意見は、『郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会』報告書（案）」（以下「報告書案」という。）の３（３）ウ（11～12 頁）、及び『郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説』の改正案」（以下「ガイドライン解説改正案」という。）の 3-7-4 に追加された「事例 4）」以下（101 頁）に記載された、転居届に係る情報についての弁護士法第 23 条の 2 第 2 項に基づく照会（以下「弁護士会照会」という。）の可否について述べるものである。 （２） 今回公表された報告書案及びガイドライン解説改正案において、郵便事業者（日本郵便株式会社）が保有する転居届に係る情報を、弁護士会照会の方法で回答を得ることができることについて賛成する。 ただし、「弁護士会が照会申出を審査して DV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続であり<u>適当と判断した旨を表示して発出した照会に係る者に限る</u>」（下線は筆者）と限定した点については、現在の弁護士会照会の審査体制、及び判例でも示されている弁護士会照会制度の趣旨に照らせば、わざわざこれを明記させる必要はないというべきであり、弁護士会が所定の審査を行った上で照会書を発出したものであれば、原則として DV・ストーカー・児童虐待の事案との関連は窺われないことを前提として回答に応じるべきである。 （３） なお、郵便事業者が転居届に係る情報についての弁護士会照会に対応する場合は、強制執行における金融機関に対する債務者名義の預貯金情報の照会の場合と同様、照会申出及び回答についての負担軽減及び迅速化のため、照会書の送付先や対応窓口を一本化し、さらに、日本弁護士連合会との協議等に基づいて照会事項に係る様式を定めることが望ましい。	・ 報告書案 11 頁から 12 頁に記載のとおり、弁護士会による照会の場合、日本郵便から提供された情報が、照会元である弁護士会、照会申請した弁護士から、さらには当該弁護士の依頼者に渡る可能性があることから、弁護士会が照会申出を審査して DV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続であり適当と判断した旨を表示して発出した照会に限定して回答すべきと考えております。 ・ 報告書案 24 頁に記載のとおり、弁護士会等の関係団体へのデータ提供の具体的運用に当たって、標準的な照会様式の設定と具体的な照会手続きについて、フィージビリティを持って進められるよう、関係団体と日本郵政・日本郵便との協議の場を、今秋を目途に設定	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方（案）	意見を踏まえた案の修正
	＜意見の理由＞ （１）転居届に係る情報についての弁護士会照会の現状（不当な回答拒否） 現在、転居届に係る情報についての弁護士会照会に対しては、郵便事業者（日本郵便株式会社）は、日本国憲法 21 条の通信の秘密及び郵便法 8 条の守秘義務を理由として、回答を拒否しているのが実情である。 郵便事業者の上記対応に対しては、債務名義を有する債権者から依頼を受けた受任弁護士が、債務者の所在を確認するため、債務者が提出した転居届の記載事項を郵便局へ照会した事案において、弁護士会照会を受けた照会先は公法上の回答義務を負うとし、郵便事業者に回答義務があることを認めた裁判例があり（東京高裁平成 22 年 9 月 29 日判決・判例タイムズ 1356 号 227 頁）、最高裁判所も、愛知県弁護士会が転居届に係る情報の照会に対する回答を拒否した郵便事業株式会社（当時）を被告として提起した訴訟において、「（弁護士会照会）を受けた公務所又は公私の団体は、正当な理由がない限り、照会された事項について報告をすべき」と判示している（最高裁平成 28 年 10 月 18 日判決・民集 70 巻 7 号 1725 頁）。 すなわち、郵便事業者は、転居届に係る情報についての弁護士会照会を受けたときは、正当な理由がない限り回答する義務を負い、単に通信の秘密や郵便法 8 条の守秘義務といった抽象的な理由で回答を拒否することは、不当な回答拒否に該当することは明らかである。 （２）報告書案及びガイドライン解説改正案の内容 今回公表された報告書案及びガイドライン解説改正案は、転居届に係る情報の弁護士会照会への回答は「通信の秘密に係る個人情報の第三者提供」に該当する（違法性阻却事由がない限り提供が許されないもの）という位置付けを維持しつつ、この例外として、対象者の同意がなくても回答が可能であるとするものである。 これは、弁護士会照会を受けた照会先が照会に対して公法上の回答義務を負うことを明確にするものであり、前記裁判例等でも示された弁護士会照会の趣旨からすれば当然の結論と	致します。いただいた御意見をはじめとして、具体的な表示の方法については当該協議の場において引き続き議論していく予定です。	

番号	提出された意見	意見に対する考え方（案）	意見を踏まえた案の修正
	いべきである。 しかし、これまで頑なに回答を拒否してきた郵便事業者に対し、対応の転換を迫るものであることを明確にするという意味で、かかる例外を明記することについては賛成である。 （３）DV・ストーカー・児童虐待に対する配慮について ただし、報告書案・11 頁から 12 頁においては「DV・ストーカー・児童虐待の被害者に係る情報が加害者に渡る可能性については、提供された情報が、照会元である弁護士会、照会申請した弁護士から、さらには当該弁護士の依頼者に渡る可能性があることから、弁護士会が照会申出を審査して DV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続きであり適当と判断した旨を表示して発出した照会に限定して、回答すべきと考えられる。」との記述について、以下のとおり意見を述べる。 ア 総論 弁護士会照会において、DV・ストーカー・児童虐待の加害者が、相手方となる被害者を探索する目的で、これを秘して弁護士へ事件を依頼し、弁護士会照会を用いて被害者の所在等に係る情報を取得するおそれがゼロではないこと、及び、弁護士会照会制度によって、DV等の被害者の情報が不当に流通してはならないことは、報告書に指摘されたとおりである。本意見は、その考え方自体に反対する趣旨ではないことを明記する。 しかし、上記の要請は、転居届に係る情報についての弁護士会照会以外の他の弁護士会照会においても全く同様であり、各地の弁護士会も、照会制度により DV 被害者の情報が不当に流通する事態を招かないよう努力を重ねているところであって、報告書案が、上記のような問題が現実化するおそれがある、又は危険な状態を招くおそれがあるという認識のもとで記載されたのであれば、誤解があると考える。 イ 現在の弁護士会の審査体制 弁護士会照会は、全国各地の弁護士会に所属する申出弁護士が、所属する弁護士会に対し		

番号	提出された意見	意見に対する考え方（案）	意見を踏まえた案の修正
	照会申出を行い、審査を経て、弁護士会長名で照会先に対し回答を求めるものである。 そして現在、ほとんどの弁護士会では、照会申出に対する審査を行うための専門部署（審査室・調査室等）を設置している。照会申出の審査においては、弁護士会照会の審査や運用に精通した弁護士が担当し、審査担当者間の情報共有を行うことで、適切かつ迅速な審査が行われており、不当照会を排除する仕組みは既に十分構築されている。 また、日本弁護士連合会の弁護士会照会制度委員会でも、照会審査の充実と適正を図るため、全国の弁護士会の審査担当者を中心とする連絡協議会を定期的を開催し、情報共有を図っているところでもある。 ウ DV・ストーカー・児童虐待等への対応 一般的に、「DV・ストーカー・児童虐待等との関連が窺われる照会」は、離婚、夫婦円満、面会交流、男女間紛争等の受任事件で生じる可能性が多いが、弁護士会照会の申出書には、受任事件の概要を明記し、申出の理由と必要性を簡潔かつ分かりやすく記載しなければならない。それらの記載により、DV やストーカー、児童虐待との関連が窺われる照会申出がなされた場合には、各地の弁護士会の照会審査において適切な審査を行って不当な照会申出が排除されている。 例えば、大阪弁護士会が行った弁護士会照会において、関係者から、DV やストーカー、児童虐待が窺われる事案であったことを理由として、苦情等の申出があった事案は、記憶の限りでは存在しない。 エ 現在の弁護士会照会が適切に運用されていること すなわち、現在の弁護士会照会制度の運用においては、申出審査の段階で、DV・ストーカー・児童虐待との関係が窺われる可能性があるかどうかを適切に判断し、不当な照会申出を排除する仕組みが十分に整備されているといえる。 DV・ストーカー・児童虐待との関連が窺われる照会申出を認めることが適切でないことは、転居届に係る情報についての弁護士会照会以外の照会でも同様であるが、過去の弁護士		

番号	提出された意見	意見に対する考え方（案）	意見を踏まえた案の修正
	会照会の事案で、具体的に発生したトラブル事例（トラブルが発生した時期や事案の概要、照会を行った弁護士会の名称、具体的な苦情の内容、これに対する弁護士会の対応等）が詳細に報告・検討されたわけでもない。 よって、特に、転居届にかかる情報の照会申出に際して、わざわざ「弁護士会が照会申出を審査してDV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続であり適当と判断した旨を表示」させる必要はないと考える。 オ DV・ストーカー・児童虐待との関連が窺われることが考えにくい照会が多いこと 相手方の所在が不明であることを理由として、転居届に係る情報についての弁護士会照会が必要となることが予想される事案は、①貸金業者・金融機関・サービサー等による貸金返還請求・保証債務履行請求、②交通事故に基づく損害賠償請求、③債務名義を有する債権者による各種強制執行、④遺産分割等の相続関係紛争など、多岐にわたる。 これらの事件においては、典型的にみてDV・ストーカー・児童虐待との関連が窺われる可能性はほとんどなく、むしろ、権利行使のためには相手方の所在を把握する必要性が高いといえるが、転居届に係る情報についての弁護士会照会の大半が、上記のような、典型的にみてDV・ストーカー・児童虐待との関連が窺えない照会に該当すると考えられる。 上記のように、典型的にみてDV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われる余地がないと考えられる照会とそうでない照会を区別することなく、全てについて「DV・ストーカー・児童虐待との関連が窺われないことを確認した旨を表示」させる必要はないはずである。 カ まとめ（郵便事業者は照会に対しては法的に回答義務を負うこと） 以上のとおり、弁護士会照会において、DV・ストーカー・児童虐待との関連が窺われる照会を防止すべきことは当然の要請であるが、それは転居届に係る情報についての弁護士会照会に限った問題ではなく、既に、全国各地の弁護士会の照会審査において不当な照会を防止するための努力が行われているところであって、わざわざ、転居届に係る情報についての弁護		

番号	提出された意見	意見に対する考え方（案）	意見を踏まえた案の修正
	士会照会においてのみ、「DV・ストーカー・児童虐待との関連が窺われないことを確認した旨を表示」する必要はない。 一方、当該照会を受けた郵便事業者がDV・ストーカー・児童虐待との関連を窺わせる事情を把握している場合には、これを理由として回答を拒否できると解すべきであるが、このように、回答を拒否する「正当な理由」としてのDV・ストーカー・児童虐待との関連は、郵便事業者が主張すべき事項と解すべきである。 転居届の記載事項に係る照会に対して、正当な理由がない限り公法上の回答義務を負うことは、最高裁判例等でも指摘されているところであって、報告書案及びガイドラインによる限定は、郵便事業者が回答を拒否する正当な理由がないことを弁護士会に証明させるという「悪魔の証明」を課すものに等しく、妥当でない。 （４）本人の同意等は不要であること ガイドライン解説改正案 102 頁の注（※３）は、「事例 4）」に関連して、「個人データの第三者への提供に際して、本人の同意は不要である。」と明示しているが、弁護士会照会の実効性確保のため、転居届の記載事項に係る照会において、本人の同意や本人への通知はすべきでない。よって、かかる旨を明記することに賛成する。 （５）照会申出を認める場合の郵便事業者の対応窓口について ア 対応窓口を一本化すべきであること 転居届に係る情報についての弁護士会照会のニーズは多く、仮に、郵便事業者が弁護士会照会に対し回答するという運用が開始されれば、全国の弁護士会から郵便事業者に対し多数の照会が行われることが予想される。 この場合、全国の郵便事業者の支店や郵便局に対して個別に照会書が送付されることになれば、照会申出に対し回答すべきか否かの判断にバラツキが生じてしまう可能性があり、また、郵便事業者の担当者の負担も大きいことから、妥当ではない。 この点、債務名義を有する債権者が債務者名義の預貯金の有無や残高等を照会する場合に		

番号	提出された意見	意見に対する考え方（案）	意見を踏まえた案の修正
	において、主要な金融機関（三井住友銀行、みずほ銀行、三菱ＵＦＪ銀行等）を中心として、照会申出の窓口を一本化し、照会書送付先を指定するという運用が定着しつつある。これは、照会申出に回答するか否かの判断にバラツキが生じないようにするとともに、弁護士会照会への対応を迅速化するという目的がある。 仮に、転居届の記載事項に係る照会が認められるとすれば、金融機関の場合と同様に、郵便事業者に対する照会書送付先を全国共通の窓口へ一本化することが望ましい。 イ 定型書式の作成 また、上記の金融機関に対する債務者名義の預金の照会において、一部の金融機関では、所定の照会書書式を作成し、当該書式を利用して照会を行うことで、回答事務の定型化・迅速化が図られているところである。よって、転居届に係る情報についての弁護士会照会においても、弁護士会による照会審査、及び郵便事業者による回答事務の迅速化・効率化の観点から、照会書の書式を定めることが妥当である。 この点、①照会書の書式を定めるにあたっては、日本弁護士連合会と郵便事業者が協議し、全国の弁護士会へ周知すること、②協議によって定められた書式を利用した照会に対しては回答を拒否する正当な理由がない限り回答に応じる運用とすることが相当であると考え 【個人３】		
2	・ガイドライン 101 頁の事例 4 弁護士会による転居届の照会について 検討会における審議の際には、１ 弁護士会が、弁護士法第 23 条の 2 の規定に基づき、訴え提起等の法的手続を採ろうとする者（弁護士会が照会申出を審査して DV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続であり適当と判断した旨を表示して発出した照会に係る者に限る。）が申立ての相手方の住所の特定を図ろうとするために行う場合と、２ 弁護士会が、弁護士法第 23 条の 2 の規定に基づき、判決等の強制執行をするに際して相手方の	・本検討会では、「申し立ての相手方の住所の特定を図ろうとするため」と「判決等の強制執行をするに際して相手方の住所を特定する場合」とをあわせて議論しており、その両方について、「弁護士会が照会申出を審査して DV・ストーカー・	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方（案）	意見を踏まえた案の修正
	住所を特定するために行う場合の２つの場面が明確に区別され、後者については、表示に関する要件が不要とされていた。 今回のガイドラインの解説の改正案でもそのように読むことは可能であるが、あまりに一文が長文となりすぎているため、「訴え提起等の法的手続を採ろうとする者（弁護士会が照会申出を審査してDV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続であり適当と判断した旨を表示して発出した照会に係る者に限る。）」が、あたかも判決等の強制執行をするに際して相手方の住所を特定するための部分についても主語であるかのように見え、その場合にも表示に関する要件が必要とされるかのような誤解を与えかねない状態となっている。 そのためかどうかは明らかでないが、検討会の報告書２１頁の関連個所の記載では、上記２つの場面に分かれていることが意識されていない表現になってしまっており、誤解を生じさせるおそれがある。 そこで、上記１と２の２つの場合があり、要件が異なることを明らかにするために、「又は」以降の判決等の強制執行をするに際しての主語は「判決等の債務名義を有する者」であり、表示に関する要件が不要であることを明確にすべきである。 具体的には、「又は」以降の部分について、「判決等の債務名義（を有する者が）強制執行をするに際して相手方の住所を特定するため」と（ ）部分を修正すべきである。 【個人４】	児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続であり適当と判断した旨を表示して発出した照会に係る者に限る。」と記述しております。報告書案１１頁から１２頁に記載のとおり、日本郵便から提供された情報が、照会元である弁護士会、照会申請した弁護士から、さらには当該弁護士の依頼者に渡る可能性があることから、弁護士会が照会申出を審査してDV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続きであり適当と判断した旨を表示して発出した照会に限定して回答すべきと考えており、このような記載としています。	
3	第１ 意見の趣旨 転居届に係る情報（以下「転居情報」という。）について、本人の同意なく弁護士法第２３条の２第２項に基づく照会（以下「２３条照会」という。）により回答を得ることができると明記することに賛成する。 ただし、弁護士会が２３条照会を発出する際に、DV・ストーカー・児童虐待（以下「DV等」という。）事案との関連性が窺われない法的手続で適当と判断した旨を表示する必要があることとするには反対である。	・報告書案１１頁から１２頁に記載のとおり、弁護士会による照会の場合、日本郵便から提供された情報が、照会元である弁護士会、照会申請した弁護士から、さらには当該弁護士の依頼者に渡る可能性があることから、弁護士会が照会申	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方（案）	意見を踏まえた案の修正
	第2 意見の理由 1 転居情報回答の明確化 郵便事業者は、転居情報の23条照会に対して、個別具体的な利益衡量を行うことなく、抽象的に通信の秘密（憲法21条2項）及び守秘義務（郵便法8条2項）を理由に一律に回答を拒否している。 しかし、正当な理由がない限り、23条照会に回答すべきであるとする最高裁平成28年10月18日判決及び郵便事業会社の郵便法上の守秘義務に弁護士法に基づく報告義務が優越し、転居情報の23条照会に対する回答拒絶には正当な理由がないとする東京高裁平成22年9月29日判決に照らし、不当な回答拒否にあたる。 これに対し、対象者の同意なしに23条照会に回答可能であることを明確にしたことは、裁判例から当然の結論であり、郵便事業者に対応の転換を迫るものであって、賛成である。 2 DV等に対する配慮 DV等の加害者が23条照会を不当に利用して被害者の所在を探索する可能性を排除する必要があることに異論はない。 しかし、弁護士会は、転居情報以外の照会についても、DV等の被害者に関する情報の不当な取得、流通の可能性の有無について照会の相当性の審査を行っていること、審査に精通する弁護士による専門部署又は弁護士である副会長が審査し、不当照会を排除する制度を構築していること、照会申出書の記載事項は一般的にDV等の疑いを認識するための端緒として十分であること、大阪弁護士会において、DV等の関係者から不当な照会である旨の苦情等は報告されていないこと、転居情報の照会の大部分は権利行使のための債務者の所在調査でDV等とは類型的に無関係であるにもかかわらず、全件についてDV等との関連性について弁護士会に特記させることは過剰な対応であること、郵便事業者自身も、照会書の記載から、回答を拒否すべき正当な事由の判断が可能であることから、転居情報についてのみ特段の取扱いを行う必要はない。	出を審査してDV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続きであり適当と判断した旨を表示して発出した照会に限定して回答すべきと考えております。	

番号	提出された意見	意見に対する考え方（案）	意見を踏まえた案の修正
	【個人6】【匿名3】【匿名4】【個人8】		
4	第1 意見 1 報告書案の11頁「ウ」において弁護士法第23条の2の規定に基づく照会（以下「弁護士会照会」）についての言及があるところ、「ウ」冒頭の文章を次のように改めるべきである。 「ウ 弁護士会が、弁護士法第23条の2の規定に基づき、①訴え提起等の法的手続を採ろうとする者（弁護士会が照会申出を審査してDV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続であり<u>適当と判断したとして発出した照会に係る者に限る。</u>）が申立ての相手方の住所の特定を図ろうとするため、又は②判決等の<u>債務名義を有する者が強制執行をするに際して相手方の住所を特定するため、住民票を異動せず転出し所在の把握が困難となっている当該相手方の転居先の情報を照会してきた場合であって、日本郵便が、当該相手方となる者の同意を得ることなく、転居届に係る情報を、当該弁護士会に提供するとき</u>」 2 同「ウ」の最後の「○ 一方、～」の文章を次のように改めるべきである。（具体的には「下線の部分」のように修正すべきである。） 「○ 一方、DV・ストーカー・児童虐待の被害者に係る情報が加害者に渡る可能性については、提供された情報が照会元である弁護士会、照会申請した弁護士から、さらには当該弁護士の依頼者に渡る可能性があるところ、<u>弁護士会が照会申出を審査してDV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続であり適当と判断して発出した照会に対し、回答すべきと考えられる。</u>」 3 各ガイドライン案の3-7-4の「事例4」は、次のように改めるべきである。（具体的には「下線の部分」のように修正すべきである。）	（意見1、2、3について） ・報告書案11頁から12頁に記載のとおり、弁護士会による照会の場合、日本郵便から提供された情報が、照会元である弁護士会、照会申請した弁護士から、さらには当該弁護士の依頼者に渡る可能性があることから、弁護士会が照会申出を審査してDV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続きであり適当と判断した旨を表示して発出した照会に限定して回答すべきと考えております。 ・本検討会では、「申し立ての相手方の住所の特定を図ろうとするため」と「判決等の強制執行をするに際して相手方の住所を特定する場合」とをあわせて議論しており、その両方について、「弁護士会が照会申出を審査してDV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続きであり適当と判断し	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方（案）	意見を踏まえた案の修正
	「事例 4）弁護士会が、弁護士法第 23 条の 2 の規定に基づき、①訴え提起等の法的手続を採ろうとする者（弁護士会が照会申出を審査して DV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続であり<u>適当と判断したとして発出した照会</u>に係る者に限る。）が申立ての相手方の住所の特定を図ろうとするため、又は②判決等の債務名義を有する者が強制執行をするに際して相手方の住所を特定するために、住民票を異動せず転出し所在の把握が困難となっている当該相手方の転居先の情報を照会してきた場合であって、事業者が、当該相手方となる者の同意を得ることなく、転居届に係る情報を、当該弁護士会に提供するとき」 4 各ガイドライン案の 3-1-5 の「(1)法令に基づく場合」の「事例 2)」は、次のように改めるべきである。（具体的には「下線の部分」のように修正すべきである。） 「事例 2）裁判官の発する令状に基づく捜査に対応する場合（刑事訴訟法第 218 条）、<u>その他、裁判所からの嘱託（民事訴訟法第 186 条、第 226 条）、命令（第 223 条）に対応する場合</u>」 第 2 理由 1 転居届の記載内容についての弁護士会照会 各地の弁護士会が所属弁護士からの申出を受け、郵便事業者に対し「相手方についての転居届の提出の有無、転居届記載の転居先情報」等につき報告を求める弁護士会照会をする場合としては、例えば、① 消費者詐欺事件等の被害者から依頼を受けた弁護士が、被害回復目的で損害賠償請求訴訟等を提起するために、被告となるべき加害者の住所を特定しようとしたが、依頼者が把握していた住所地には、現在、当該加害者が所在しておらず、転居届が存在する可能性がある場合、② 判決等の債務名義を有する債権者が、各種の強制執行手続を申し立てる際に、相手方の住所を特定する場合等が考えられる。 通常、弁護士は、相手方についての住民票を確認する等して、これらの相手方の住所を	た旨を表示して発出した照会に係る者に限る。」と記述しております。 なお、「場合」の表現は、郵便分野ガイドラインの解説の表現と平仄を取り、原案を維持します。 （意見 4 について） 今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。	

番号	提出された意見	意見に対する考え方（案）	意見を踏まえた案の修正
	特定するが、これらの事案の場合、相手方は自らの住所を明らかにしないことから、権利実現及び司法制度の適正な運営の維持を図るためにも、弁護士会は、これらの事案につき、郵便事業者から転居届記載内容等につき報告を受ける正当な利益（弁護士会照会の必要性和相当性）を典型的に有しているといえる。 すなわち、これらの事案では、「自らの住所を明らかにしたくない」という相手方の利益と、「詐欺被害を回復したい」「債務名義を実現するために、強制執行手続を開始したい」という弁護士会照会申出弁護士の依頼者の利益とを比較衡量して、「後者が前者を上回ることは明らか」と典型的に判断できるといえる。 また、そもそも弁護士会照会は、照会申出弁護士において「受任事件」「申出の理由」を明記した上で「照会事項」等を記載して照会申出を行い、各弁護士会において、これを審査し、「照会の必要性和相当性がある」と個別に判断したものにつき、照会先に弁護士会照会を発して、報告を求めている。 その際には、<u>照会先に対しても「受任事件」「申出の理由」及び「照会事項」等を送付して開示しており、「弁護士会において、本件事案には照会の必要性和相当性があると判断していることにつき、照会先においても確認できるようにすること」としている。</u> 最高裁平成 28 年 10 月 18 日判決が「23 条照会の制度は、弁護士が受任している事件を処理するために必要な事実の調査等を行うことを容易にするために設けられたものである。そして、<u>23 条照会を受けた公務所又は公私の団体は、正当な理由がない限り、照会された事項について報告をすべきものと解される</u>」と判示していることは、以上のような弁護士会照会制度の趣旨及び構造を前提とするものである。 その他にも、例えば鳥取地裁平成 28 年 3 月 11 日判決は、「<u>弁護士会から照会を受けた照会先は、法律上の審査権限を有する弁護士会のした、照会申出に必要性・相当性ありとする判断をひとまず信頼することが許されるというべきであり、その照会が明白に不必要又は不合理であると認めるに足る特段の事情が認められない限りは、これに対して報告す</u>		

番号	提出された意見	意見に対する考え方（案）	意見を踏まえた案の修正
	<u>る公法上の義務を負い、その義務の履行としてした報告は違法なものとはいえず、不法行為が成立することはない。」と述べていることも、同様の理解に基づくものである。</u> よって、今般の「報告書（案）」「ガイドライン（案）」においても、このような弁護士会照会制度の趣旨、構造等を十分にご理解いただいた上で、ご判断をいただきたい。 2 「② 判決等の債務名義を有する者からの依頼に基づく弁護士会照会」について (1) 債務名義を有している債権者との関係で、郵便事業者が当該債務者に対して負っている守秘義務は解除されていること 我が国の民事執行法第 147 条は、 「1 差押債権者の申立てがあるときは、裁判所書記官は、差押命令を送達するに際し、第三債務者に対し、差押命令の送達の日から二週間以内に差押えに係る債権の存否その他の最高裁判所規則で定める事項について陳述すべき旨を催告しなければならない。 2 <u>第三債務者は、前項の規定による催告に対して、故意又は過失により、陳述をしなかったとき、又は不実の陳述をしたときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。」</u> と定めており、すなわち、債権者が債務者に対し確定判決等の債務名義（民事執行法第 22 条）を有している場合、強制執行として債権差押命令の申立て（同法第 143 条以下）が可能であるところ、手続上、例えば預貯金債権の債権差押命令を受けた金融機関は、当該差押えに係る債権の存否等を裁判所に陳述する義務を負うとされている。 そのため、「<u>預貯金債権を差し押さえるための一般的な要件が備わっている場合であれば、（事前に財産開示手続において債務者自身に開示義務が課されていなくとも、）銀行等の守秘義務がいつでも解除され得る状態にあるといえることから、当該銀行等が債務者に対し守秘義務を負う実質的な理由が失われていると評価し得ると考えられます。」と、令和元年改正民事執行法制に関する法務省の担当参事官らの書籍（内野宗揮編著「Q & A 令和</u>		

番号	提出された意見	意見に対する考え方（案）	意見を踏まえた案の修正
	元年改正民事執行法制」〔きんざい〕135 頁等）でも明記されている。 以上からして、債権者が債務者に対し確定判決等の債務名義（民事執行法第 22 条）を有している場合であれば、「郵便事業者が当該債務者に対して負っている守秘義務」についても、当該債権者等との関係で、守秘義務を負う実質的な理由が失われているといえる。 (2) 現在の記載内容の問題点 ところが、現在の報告書案の 11 頁「ウ」や、各ガイドライン案の 3-7-4 の「事例 4)」の記載内容は、文章冒頭の「<u>訴え提起等の法的手続を採ろうとする者</u>」という用語を広く解釈すると、「② 強制執行のため」も含まれるように解釈することが可能であることから、原文の「(弁護士会が照会申出を審査して DV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続であり適当と判断した旨を表示して発出した照会に係る者に限る。)」との文言が、①だけではなく、②についても適用されるように解釈することが可能である。 特に、同「ウ」の最後の「○ 一方、～」の文章は、①②の区別を全く意識しない文章であり、このままでは、今後、「② 強制執行申立てのために転居届記載内容につき報告を求める弁護士会照会」の場合であっても、この報告書の記載内容を根拠に、郵便事業者が「弁護士会が照会申出を審査して DV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続であり適当と判断した旨の表示が必要」等と、誤った主張をして、報告を拒絶することが予測できる。 <u>したがって、冒頭の「意見 1、2」で述べたとおり、「①②の事案が異なるものであり、異なる内容の判断が必要であることが判別できる内容に修正すること」を必ず実施していただきたい。</u> そうでないと、これまでの会議の内容が反映されない、誤った解釈、運用が実行されてしまう危険性があるからである。		

番号	提出された意見	意見に対する考え方（案）	意見を踏まえた案の修正
	3「① 訴え提起等の法的手続を採ろうとする者からの依頼に基づく弁護士会照会」について (1)「弁護士会が照会申出を審査して DV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続であり適当と判断した旨を表示」までは求めるべきではないこと 前述のとおり、弁護士会照会においては、弁護士会において照会の必要性和相当性を判断するのみならず、照会先に対しても「受任事件」「申出の理由」及び「照会事項」等を送付して開示しており、「弁護士会において、本件事案には照会の必要性和相当性があると判断していることにつき、照会先においても確認できるようにすること」としている。 すなわち、当該事案が「DV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続であること」は、「受任事件」及び「申出の理由」を読めば、通常の日本語の読解能力がある者であれば、一目瞭然で判断可能である。 そして、万が一、このような照会を受けた郵便事業者において、「DV・ストーカー・児童虐待の事案の可能性がある」と判断する場合は、この時点で、当該弁護士会に個別に問い合わせ、詳細につき追加説明等を求めることが考えられ、むしろ、これで十分というべきである。 (2) 現在の記載内容の問題点 これに対し、現在の報告書案の 11 頁「ウ」や、各ガイドライン案の 3-7-4 の「事例 4)」の記載内容は、「訴え提起等の法的手続を採ろうとする者（<u>弁護士会が照会申出を審査して DV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続であり適当と判断した旨を表示して発出した照会に係る者に限る。</u>）が申立ての相手方の住所の特定を図ろうとするため」 と記載しており、あたかも「訴え等提起のために郵便事業者に対し、相手方が提出した転居届記載内容等を照会する類型」については、各弁護士会において、特別に、		

番号	提出された意見	意見に対する考え方（案）	意見を踏まえた案の修正
	「依頼者は、訴え提起等の法的手続を採ろうとする者である（当会は、照会申出を審査して DV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続であり適当と判断した）。」 旨を照会文書に明記することを求めているように解釈できる。 しかしながら、「① 訴え提起等の法的手続を採ろうとする者からの依頼に基づく弁護士会照会」の場合であっても、わざわざ、このような明記を求めることは迂遠である。 なぜならば、前述のとおり、当該事案が「DV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続であること」は、照会書の「受任事件」及び「申出の理由」を一読すれば、明らかであるからである。 現在の報告書案等において、このような文案となっていることは、郵便事業者側において「照会書の内容を担当者において個別に読み込んで、利益衡量について個別に判断することを回避し、責任を弁護士会側に転嫁させるための判断」と推測できるところ、これは、「照会先である郵便事業者側において、利益衡量につき個別判断をすることの放棄」であり、遺憾ながら、これまでの最高裁判決等で述べられている弁護士会制度の趣旨・構造等を正確にご理解いただけているものとは思われない。 むしろ、前述のとおり、「弁護士会から照会を受けた照会先は、法律上の審査権限を有する弁護士会のした、照会申出に必要性・相当性ありとする判断をひとまず信頼することが許されるというべき」（前掲鳥取地裁判決）であることからして、このような「郵便事業者に対する弁護士会照会についての特別な配慮は不要」と考えるべきである。 <u>したがって、冒頭の「意見 1、3」で述べたとおり、「① 訴え提起等の法的手続を採ろうとする者からの依頼に基づく弁護士会照会」の場合であっても、郵便事業者に対する弁護士会照会につき、そもそも特段の書式等の加重は不要とすべきである。</u> 各地の弁護士会において、そもそも郵便事業者側が懸念している事象も念頭に置いた上で、個別事案につき、弁護士会照会の必要性和相当性があることを個別に判断し、弁護士		

番号	提出された意見	意見に対する考え方（案）	意見を踏まえた案の修正
	会照会を実施していることをご理解いただきたい。 4 裁判所からの嘱託（民事訴訟法第 186 条、第 226 条）、命令（第 223 条）等について 現在の各ガイドライン案では、「裁判官の発する令状に基づく捜査に対応する場合（刑事訴訟法第 218 条）」については述べられているが（「3-1-5」等）、民事訴訟法上の裁判所の調査嘱託、文書送付嘱託及び文書提出命令に（同法第 186 条、第 226 条及び第 223 条）については、何ら述べられていない。 郵便事業者においても、これらの手続に対しては当然に応じる趣旨と思われるが、現場での混乱を避けるために、これらについてもガイドライン等に明記しておくことが望ましいと思料する。 5 「場合」と「とき」の使い分けについて なお、令和 4 年 1 月 7 日付文化審議会「公用文作成の考え方」 （ https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/93657201.html ） の 21 頁にあるとおり、 「前提となる条件が二つある場合には、大きい条件を『場合』で、小さい条件を『とき』で表す。」 のが、公用文の基本的な書き方として、明記されています。 遺憾ながら、今般の報告書案、ガイドライン案においても、このような用法に従った記載とした方がよいと思料いたします。 すなわち、冒頭の「1」で述べたとおり、報告書案の 11 頁「ウ」の冒頭の文章の末尾等は、「場合」ではなく、「とき」と記載すべきです。 【個人 7】		

番号	提出された意見	意見に対する考え方（案）	意見を踏まえた案の修正
●郵便局データの活用推進への懸念等について			
5	・ 報告書（案） 14 ページ、15 ページ 「委託元は委託先たる日本郵便に対する監督義務等を負い、また、委託先である日本郵便は委託された業務の範囲内で取得した街路データを取り扱わなければならない（委託された業務を遂行するために個人情報を利用する旨を、個人情報の利用目的として特定し、当該利用目的を通知又は公表しなければならない）。 [意見] 上記記載の趣旨を確認したい。以下の（１）と（２）のいずれか？ （１）街路データにつき利用目的を委託元が通知又は公表した場合であっても、日本郵便は自らが個人情報取扱事業者である以上、委託元による通知又は公表とは別に、当該街路データにつき利用目的を日本郵便は通知又は公表しなければならない （２）街路データにつき委託元が通知し又は公表している場合は、当該街路データにつき利用目的を日本郵便が通知又は公表することは個人情報の保護に関する法律上不要である。しかし、仮に、委託元がその通知又は公表をしていないのであれば、委託元に代わり、日本郵便が通知又は公表をする義務がある [理由] 委託元に個人情報の保護に関する法律が適用される場合を考えると、委託元が、日本郵便に対して、街路データの取扱いを「委託」（個人情報の保護に関する法律第25条）した場合、同法第21条に基づき委託元が利用目的の通知又は公表をしている限り、委託元の手足として個人データの取扱いを行うにすぎない委託先が別途利用目的の通知又は公表を行う義務はない、というのが同法の解釈と理解している。 そのため、報告書（案）は上記の（２）の趣旨でご記載されたと思われる。しかし、委託元	・ 個人情報取扱事業者たる日本郵便は、個人情報保護法に基づき、個人情報を取り扱うにあたっては、その利用目的をできる限り特定し（個人情報保護法第17条第1項）、また、当該利用目的を通知又は公表する必要があります（個人情報保護法第21条第1項）。これは、日本郵便が、地方公共団体又は他の個人情報取扱事業者から委託を受けて当該個人情報を取り扱う場合においても同様です。	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方（案）	意見を踏まえた案の修正
	が通知又は公表をしているか否かを問わず、一律に日本郵便に通知又は公表の義務を課するという記載のように当該記載が読めたため、同法の解釈について明確化すべく、意見を具申する次第である。 【匿名 1】		
6	アドバザリーボードでは一般市民に分かりにくく、郵便の信頼回復のためには監査委員会もしくは監察委員会とすべきではないだろうかと思えます。 また、郵便局データの活用については管理デスクでの利用については良く分かります。管理デスクから個々の情報を呼び出した、現場での修正や照会、削除指示などの利用があまり良く分かりにくいと思えます。 現場端末機での個人情報の非保持化、データ呼び出し回数の制限、現場端末機の GPS などが必要ではないかと思えます。 また、情報提供の範囲も、人による照会のみ応じる、リスト化した企業関検索システムへ入力するなど、一人一人によってその範囲は異なるはずです。大衆に受け入れられた個人情報の利用としては番号案内 104 や信用情報機関 CIC が参考になるかと思えます。 データの同意をインターネットに限定せずどのようなにとるのかも盛り込むべきです。 また郵便局員の不正行為で同意書が提出されデータが知らないうちに利用されていたということも考えられます。 データが利用されていること本人にどのようにを通知するのも検討すべきです。 制限区域内への入室について現行 ID パスワード カードキーなどが例としてあげられています。インターネット上及び電子決済ですでに不正アクセスが行われているもので不十分です。 磁気カードとありますが、近年の ATM などのカードは偽造防止のために IC に切り替えられています。 なので磁気という文言は削除すべきです。 代わりにワンタイムパスワードを発行するトークンや QR コードを盛り込むとよいと思いま	・「郵便局データ活用アドバイザーボード（仮称）」は、報告書案 24 頁に記載のとおり、「郵便局データ活用ロードマップ」の推進のため、公的機関等へのデータ提供の具体的運用に当たっての助言、郵便分野ガイドラインの解説に追記すべき新たな事項・要望の検討等を行うことを目的としています。 ・その他いただいた御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方（案）	意見を踏まえた案の修正
	す。 そして顔認証や指紋静脈などの生体的に本人と認証するシステムが２段階で必要ではないかと思います。 【個人２】		
7	○「検討会報告書案」の６頁・２０頁目の日本郵便が自社でデジタル地図を構築することは、費用対効果の観点から反対です。すでに、米国 Google が提供する Google マップやゼンリン社が提供するゼンリン住宅地図という非常に精度の高いデジタル地図が市販されています。これらの地図以上のものを日本郵便が開発できるとは思えません。無駄な出費になることが目に見えています。この記述を削除してください。 【匿名２】	・報告書案 20 頁に記載のとおり、日本郵便は集配業務のために紙媒体の住宅地図を活用していますが、コストの削減、紙媒体地図を使うことのデメリット（新築の建物、新しい道路の更新がされない等）の解消、生産性向上等を目的に、2023 年度中を目途に、既存の地図事業者等との連携も視野に、デジタル地図の構築を図ることが検討されていることから、日本郵便の取組として記載しているものです。	無
8	○「検討会報告書案」の 10 頁目の国税徴収法に基づく税務調査に協力するために転居届に関する情報を提供することを可能とする記述は削除すべきです。理由は、国税徴収法 146 条の 2 の「政府関係機関」に日本郵便が含まれないためです。地方税法には「事業者（特別の法律により設立された法人を含む。）」とはっきり書いているにもかかわらず、国税徴収法にそのような記述がない以上、日本郵便は「政府関係機関」に含まれないはずです。 【匿名２】	・国税徴収法における「政府関係機関」は、特別の法律によって設立され、省庁の監督の下で事業を行う組織も含まれるという解釈であり、日本郵便も該当します。そのため、国税徴収法第 146 条の 2 に基づき、日本郵便への協力要請は可	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方（案）	意見を踏まえた案の修正
		能と考えます。	
9	○「検討会報告書案」14 頁・15 頁目の日本郵便が空間情報データや空き家データの収集を受託する際に委託元に「個人情報の利用目的や、委託元に個人情報を違法又は不当な目的で利用する意図がないことを確認することが望ましい」のではなく、「確認する」とはっきり書くべきです。「望ましい」にすると、参議院議員選挙の選挙活動のために勝手に顧客の情報を違法に流用したこともあるコンプライアンス意識がほとんどない日本郵便は、これを免罪符に利用目的を確認しない可能性が非常に高いからです。 【匿名 2】	・一般に、個人情報取扱事業者は、他の個人情報取扱事業者から個人データの取扱いの委託を受けるにあたり、必ずしも、委託元による個人情報の利用目的や、委託元に個人情報を違法又は不当な目的で利用する意図がないことを確認する必要はありません。ただし、委託元が個人情報を違法に利用することが窺われる客観的な事情を認識した場合には、委託に先立って、これを確認する必要があると考えられます。 ・他方、個人情報取扱事業者たる日本郵便は、その公益性の観点も踏まえると、上記事情を認識していない場合であっても、委託に先立って、委託元による個人情報の利用目的や、委託元に個人情報を違法又は不当な目的で利用する意図がないことを確認することが望ましいと考えられます。	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方（案）	意見を踏まえた案の修正
		・なお、報告書案 14 頁、15 頁に「（委託された業務を遂行するために個人情報を利用する旨を、個人情報の利用目的として特定し、・・・公表しなければならない）」と記載しているとおり、個人情報取扱事業者は、他の個人情報取扱事業者から個人データの取扱いの委託を受けるにあたっては、委託業務の内容を確認し、当該委託業務の範囲内で個人データを取り扱う必要があります。	
10	○「検討会報告書案」22 頁目の転居届に関する情報を提供する際に「受益者による応分の費用負担」を検討するという記述は削除すべきです。理由は、公的な機関が公的な目的のために転居届に関する情報を法に基づき日本郵便に求めている以上、照会者が費用を負担するという性質に馴染まないことは明白だからです。 【匿名 2】	・データ提供に当たっては、継続して適切な対応を行うためには、日本郵便において改めて体制を整える必要がありますが、日本郵便による情報提供に必要な経費を照会者側が負担することは問題ないと考えています。なお、運用体制の構築に当たり、必要に応じて費用負担について検討する旨を記載しているものであり、この記載をもって照会者側に費用の負担を求めることとする趣旨ではありません。	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方（案）	意見を踏まえた案の修正
11	＜概要＞ 日本郵便・日本郵政グループが街頭データやデジタル地図等の個人データを地方自治体や地図業者等に販売・第三者提供などすることは、個人情報保護法違反のおそれが高く、また、総務省の本報告書が提言している情報銀行等さまざまなデータビジネスも個人情報保護法、郵便法、保険業法、銀行法、憲法などとの関係で違法・違憲のおそれ強い。 ＜該当箇所＞ 郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会報告書（案）13頁4.（2）ア、同報告書（案）6頁カ、同報告書（案）15頁イの「空き家情報」の部分、同報告書（案）21頁の「街路データ」・「空き家状況」の部分 ＜意見＞ 地方公共団体や地図会社等に日本郵便が収集した公道の街路データ・外観データ・空き家情報やデジタル地図などの情報を販売・第三者提供することであるが、2022年4月に施行された個人情報保護法は「二重オプトアウトの禁止」を明示している（個人情報保護法27条2項ただし書き、佐脇紀代志『一問一答令和2年改正個人情報保護法』48頁参照）。 この点、表札等や人物等が映り込んでいない街頭データ・外観データ・空き家情報であっても、日本郵便が保有する配達原簿システムなどの国民・住民の居宅の住所データベースを照会すれば、街頭データに居住する特定の個人を容易に照合できるのであるから、個人の居宅などが写っている街頭データも個人情報・個人データである（個人情報保護法2条1項1号、16条3項）。 また、一般の地図会社はオプトアウト方式で本人同意をとり地図を作製していることを考えると、日本郵政グループも同様にオプトアウト方式により街頭データ・外観データ・空き家情報や「デジタル地図」等を収集・作成すると思われ、日本郵政がオプトアウト方式で作成した街頭データやデジタル地図等の個人データを地図会社が購入などすることは、個人情報の第三者提供のオプトアウトに該当し、「二重オプトアウト」（個人情報保護法23条2項ただし書き）	・街頭データやデジタル地図等の個人データの取り扱いについては、本報告書案においては、地方公共団体等からの委託を受けて受託調査業務を行う場合の取り扱い（13頁～16頁）について記述しているほか、「郵便局データ活用ロードマップ」として日本郵政グループの信頼回復やデータガバナンス体制の強化とあわせて、2023年度中をめどに自社でデジタル地図の構築を図ることや、中長期的（2024年度までをめど）に他のシステムと連携して社内外に活用可能なプラットフォームを構築していくことや、スマートシティを含む公的要請に応えるデータ活用を推進していくこと等としており、不当にプライバシーを侵害する情報や信書の秘密に抵触する情報、郵便局内のカメラ画像といった情報を第三者に販売・提供することは想定していません。 ・なお、総務省においても、「郵便	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方（案）	意見を踏まえた案の修正
	に該当してしまうので、地図会社などは日本郵政のデジタル地図の個人データを購入することは違法となる。 そのため、本報告書 13 頁が提言している、日本郵政が郵便配達員などの目視やバイク、ドローンなどに設置されたカメラ・センサーなどの情報から居住者情報などの個人データの添付されたデジタル地図や街頭データ等を収集・作製し、地方自治体や地図会社などに販売・第三者提供しようというスキームは個人情報保護法との関係で違法であり許容されない（なお本報告書案は本スキームを「委託」と整理しているようであるが、「委託」とは委託元の事業者が保有する個人情報を IT 企業に PC にデータ入力させるような、委託元ができる範囲の事柄を委託するスキームを指すのであり、街頭データの提供やデジタル地図のデータの提供などは委託ではなく第三者提供であると考えられる。）。 さらに、GPS 捜査事件判決（最高裁平成 29 年 3 月 15 日判決）は、公道上の情報であっても継続的・網羅的に収集される場合にはプライバシー権の侵害となるとしていることから、郵便局の配達車やバイクなどの車載カメラやドローン、配達員の目視などによる継続的・網羅的な住民・国民の居宅の居住データやデジタル地図の収集・作成はプライバシー権との関係で違法の危険性があり慎重な検討がなされるべきである（民法 709 条、憲法 13 条、憲法 35 条）。 【個人 9】	局データ活用アドバイザーボード（仮称）」を創設し、日本郵政グループにおけるデータ活用に関する施策の定期的なフォローアップを行っていくこととしています。 ・日本郵便が地方公共団体や地図会社から委託を受けてデータ取得等の調査業務を行う場合、個人データの取扱いの委託先たる日本郵便は、その委託元たる地方公共団体や地図会社に代わって取得した個人データについて、本人同意を得ることなく、当該委託元に対して提供可能です（個人情報保護法第 27 条第 5 項第 1 号）。 ・報告書案 13 頁～16 頁には、日本郵便が地方公共団体等から委託を受けて街路データ等を取得する場合において、カメラ画像等を取り扱う場合には、個人情報保護法、郵便法を遵守するだけでなく、生活者のプライバシー等に十分配慮することが求められることを記載し	

番号	提出された意見	意見に対する考え方（案）	意見を踏まえた案の修正
		ています。また、報告書案 16 頁は、カメラ画像等の取扱いにおけるプライバシー保護の取組例を記載しています。	
12	<該当箇所> 郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会報告書（案）13 頁 4.（2）ア、同報告書（案）6 頁カ、同報告書（案）15 頁イの「空き家情報」の部分、同報告書（案）21 頁の「街路データ」・「空き家状況」の部分 <意見> 地方公共団体や地図会社等に日本郵便が収集した公道上の街頭データ・街路データ・外観データ・空き家情報やデジタル地図などの情報を販売・第三者提供することであるが、郵便法 8 条および憲法 21 条 2 項の定める「通信の秘密」・「信書の秘密」との関係で違法・違憲であり許容されないと考えられる。 なぜなら「通信の秘密」とは通信内容・信書の内容そのものだけでなく、通信の送信者・受信者、宛先、電話番号、住所、通信の回数や通信日時、通信の有無などの「通信の外形的事項」も含まれると解されている（曾我部真裕・林秀弥・栗田昌裕『情報法概説 第 2 版』53 頁、大阪高裁昭和 41 年 2 月 26 日判決、賽原隆志『新・判例ハンドブック情報法』（矢野常寿編）140 頁）。郵便配達車やバイク等の車載カメラやドローン、郵便配達員などにより収集される街頭データやデジタル地図にはそれら通信の外形的事項も混入されざるを得ないから、それらの通信の秘密や信書の秘密に関する情報・データを地方自治体や地図業者などに第三者提供・販売等することは郵便法 8 条・憲法 21 条 2 項との関係で違法・違憲であり許容されない。 【個人 9】	・報告書案 14 頁～16 頁では、郵便法第 8 条第 1 項により、会社の取扱中に係る信書の秘密は、これを侵してはならないとしており、信書の秘密には、個々の信書の送達の実態も含むため、日本郵便が地方公共団体等から委託を受けて街路データ等を取得する場合において、日本郵便は街路データ等の取得に当たっては、委託元が信書の秘密を取得することとならないよう措置した上で委託元に納品する必要がある旨記載しています。	無
13	<該当箇所> 郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会報告書（案）13 頁 4.（2）	・報告書案 13 頁～16 頁では、日本郵便が地方公共団体や地図会社か	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方（案）	意見を踏まえた案の修正
	ア、同報告書（案）6 頁カ、同報告書（案）15 頁イの「空き家情報」の部分、同報告書（案）21 頁の「街路データ」・「空き家状況」の部分 <意見> 地方公共団体や地図会社等に日本郵便が収集した公道上の街頭データ・街路データ・外観データ・空き家情報やデジタル地図などの情報を販売・第三者提供するとのことであるが、かりに地方自治体などと日本郵便との関係を個人情報保護法における「委託」（法 27 条 5 項 1 号）と整理した場合、いわゆる「委託の「混ざるな危険」の問題」の規制があるため（令和 2 年改正の個人情報保護法ガイドライン QA15-18（2022 年 4 月より施行）、田中浩之・北山昇「個人データ取扱いにおける「委託」の範囲」『ビジネス法務』2020 年 8 月号 29 頁、田中浩之・北山昇『令和 2 年改正個人情報保護法 Q&A』182 頁）、日本郵便は地方自治体等の委託元から委託された範囲の個人データを収集・利用できるにとどまる。そのため、日本郵便は委託元ごとに街頭データやデジタル地図等を分別管理する必要があり、それらの複数のデータを「混ぜて」利用することは違法であり許容されない（法 27 条 5 項 1 号）。また同様に日本郵便が、委託元から預かった個人データを自社が保有する個人データと名寄せ・突合して分析や加工などを行った個人データを委託元に渡すなどの業務を行うことも違法であり許容されない。（「委託の「混ざるな危険」の問題」を回避するためには、原則に戻り、日本の全国民のオプトイン方式による事前の個別の同意が必要である（法 27 条 1 項））。 【個人 9】	ら委託を受けてデータ取得等の調査業務を行う場合を想定しています。かかる場合、個人データの取扱いの委託先たる日本郵便は、その委託元たる地方公共団体や地図会社に代わって取得した個人データについて、本人同意を得ることなく、当該委託元に対して提供可能です（個人情報保護法第 27 条第 5 項第 1 号） ・個人データの取扱いの委託において、委託先は、委託元に代わって取得した個人データを、委託先が独自に（委託業務と関係なく）取得した個人データや、他の委託元に代わって取得した個人データと突合することはできません。	
14	<該当箇所> 郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会報告書（案）15 頁ア <意見> 総務省・経産省の「カメラ画像利活用ガイドブック ver3.0」の遵守が提言されているが、カメラ画像の利用に関する事柄であり、郵便局のカメラは商用カメラだけではなく防犯カメラも存在するため、個人情報保護委員会で現在審議中の「犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像	・本報告書案は、日本郵便がデータ収集のために郵便局の防犯カメラを活用することを想定しておりません。	

番号	提出された意見	意見に対する考え方（案）	意見を踏まえた案の修正
	利用に関する有識者検討会」の作成する報告書やガイドライン等も遵守すべき旨を追記すべきである。 【個人 9】		
17	<該当箇所> 郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会報告書（案）24 頁の「情報銀行」の部分 <意見> 郵便局の配達員などが配達業務に関連して目視や配送バイクに設置されたカメラ、ドローンのカメラなどで収集された顧客の個人情報・個人データを顧客本人の同意なく情報銀行や「デジタル地図」などに利用することは（あるいはオプトアウト方式の本人同意により利用することは）、本人同意なしに個人情報の目的外利用を禁止し、また第三者提供を禁止する個人情報保護法に抵触する違法なものであるだけでなく（法 19 条、27 条 1 項）、郵便法 8 条や憲法 21 条 2 項の規定する「信書の秘密」「通信の秘密」や国民のプライバシー権（民法 709 条、憲法 13 条）をも侵害する違法・違憲のおそれがあり、許容されないのではないかと。 また、日本郵政グループのかんぽ生命は生命保険の引き受けの告知や保険金・給付金支払い業務のために、国民の被保険者の医療データ・傷病データ・職業データ等を収集・保存しており、ゆうちょ銀行は国民・顧客の金融資産情報を保有しているが、それらのセンシティブな要配慮個人情報や機微な情報を「情報銀行」に利活用することは、金融庁の「金融分野の個人情報保護に関するガイドライン」第 5 条（機微（センシティブ）情報）が「機微（センシティブ）情報」という。）については、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行わないことと」と利用目的を限定列挙している規定に違反し許されないのではないかと。 さらに、日本郵政グループが保有するセンシティブ情報・要配慮個人情報・金融資産などに関する機微情報を情報銀行に利活用することは、本人の明確な同意がないままに銀行など金融機関が保有するセンシティブ情報を保険営業に利用することを禁止する、保険業法や銀行法が定	・ 報告書案 24 頁のとおり、日本郵政・日本郵便において、情報銀行や、パーソナルデータを利用したビジネスなど、より積極的・本格的データビジネスについては、信頼の回復、データガバナンスの体制強化を図り、顧客情報を含まないデータビジネス、オプトインモデルのサービスの充実等の実績を積みつつ、法令上の制約や社会的受容性を確認しながら、段階的に展開を図ることとしています。 ・ 総務省においても、「郵便局データ活用アドバイザリーボード（仮称）」を創設し、日本郵政グループにおけるデータ活用に関する施策の定期的なフォローアップを行っていくこととしています。	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方（案）	意見を踏まえた案の修正
	める「銀行窓販規制」に抵触し許容されないのではないか（保険業法 300 条 1 項 9 号、同施行規則 212 条 3 項 1 号等、中原健夫・山本啓太・関秀忠・岡本大毅『保険業務のコンプライアンス 第 4 版』260 頁、経済法令研究会『保険コンプライアンスの実務』227 頁）。 【個人 9】		
16	＜該当箇所＞ 郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会報告書（案）24 頁の「データビジネスの段階的な展開」の部分、同報告書（案）13 頁 4.（2）ア、同報告書（案）6 頁カ、同報告書（案）15 頁イの「空き家情報」の部分、同報告書（案）21 頁の「街路データ」・「空き家状況」の部分 ＜意見＞ 日本郵政グループが情報銀行など、郵便局データなどの「データビジネスの段階的な展開」を実施することは、日本郵便が個人情報保護法上の個人情報取扱事業者（法 16 条 2 項）となることである。すなわち、郵便局・日本郵便に信書や郵便物などの配達を委託する全国の中小企業を含む法人（個人情報取扱事業者）は、日本郵便に対して安全管理措置に関する「委託先の監督」（法 25 条）を実施することが法的に要求され、郵便物の配達の委託に際して日本郵便が十分な安全管理措置を講じているか事前のチェックや年 1 回の立入検査の実施、業務委託契約書の締結、秘密保持契約書の締結などが法的に要求されることになるが、これは現実的ではない。日本郵便は「データビジネスの段階的な展開」を実施するとの計画は撤回し、郵便事業に専念すべきである。（産業技術総合研究所サイバーフィジカルセキュリティ研究センター主任研究員の高木浩光氏の「郵便事業がコモンキャリアを逸脱すれば郵便物を差し出す事業者が個人情報保護法に抵触する」『高木浩光@自宅の日記』https://takagi-hiromitsu.jp/diary/20210712.html 参照。）日本郵便が本業たる郵便事業だけでは経営が成り立たず、「データビジネス」という「副業」を行う必要があるということは、「郵政民営化」は失敗したということであり、国民の信書の自由（憲法 21 条 2 項）の基本的人権のための郵便	・御意見として承ります。	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方（案）	意見を踏まえた案の修正
	局・日本郵便の事業は再び国が運営すべきである。 【個人 9】		
17	<該当箇所> 郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会報告書（案）21 頁の「スマートシティ」の部分 <意見> 「スマートシティ」（「デジタル田園都市構想」）は、当該地域の行政、商業施設、学校、医療機関などの個人データを収集し、住民の「共通 ID」を基にそれらの個人データを突合・名寄せ・分析・加工し、行政・民間・病院・学校などがそれらの個人データを共有するスキームであるが、これは個人情報保護法 17 条（利用目的の特定）や OECD8 原則の「1. 目的明確化の原則（Purpose Specification Principle）」の背景となっている「個人データの必要最低限度の原則」に反しており、許容されない。 海外の例をみても、中国など国家主義諸国においては一定の実績があるものの、国民の個人の尊重と基本的人権を重視する西側自由主義諸国では失敗している。そのため、公的機関である日本郵便や日本郵政がスマートシティ構想に参加することは控えるべきである。 【個人 9】	・ 御意見として承ります。	無
18	デジタル地図・郵便法に基づくデータ活用の制限と公的機関等へのデータ提供については賛成しかねます。 そもそも個人情報保護法は仮名加工情報の第三者提供を禁止しています。 郵便配達原簿には、「配達に必須の情報」・「円滑な配達のための情報」を個人の同意を得ずに収集し、データのシステム上に登録・更新しているようですが、郵便事業で得たこのような情報を提供することには賛成できません。 なお、GPS 捜査事件判決は、公道上であっても継続的・網羅的な情報の収集はプライバシー侵害になると判断しています（最高裁平成 29 年 3 月 15 日）。	・ 仮名加工情報の第三者提供は原則として禁止されていますが、報告書案（7 頁～12 頁、13 頁～16 頁）は、日本郵便が仮名加工情報を作成してこれを地方公共団体等に提供することを想定するものではありません。 ・ 報告書案 13 頁～16 頁には、日本	

番号	提出された意見	意見に対する考え方（案）	意見を踏まえた案の修正
	また、郵便局の配達員などが配達業務に関連して目視やカメラ・センサーなどで収集することになった場合、配慮するとはいえ、憲法 21 条 2 項や郵便法の「通信の秘密」や、住民のプライバシー（民法 709 条、憲法 13 条）の侵害される恐れが無いとは言えません。 さらに言えば、日本郵政の不祥事に対する、姿勢についても疑問を持たざるを得ません。 1) 2021 年 12 月 15 日には、郵便局で投資信託などの取引を行った顧客の個人情報が記載された書類の紛失が見つかった問題で、全国 6 5 6 5 の郵便局で延べ 2 9 万人分の紛失を確認したと発表した。誤って廃棄とあるが、法令に基づく 7 年の保存義務を満たさず紛失した書類も含まれており、情報の管理体制に疑問を持たざるを得ない。 2) 2022 年 1 月 21 日には、1300 人超えの顧客情報の流出と不正利用があったとのこと。顧客情報を局長会に「社外提供」したり、戸別訪問や電話での勧誘、名簿づくりに「目的外使用」するなど、個人情報保護法が禁じる目的外利用にあたる疑いもあったという。このような問題があるにもかかわらず、総務省が個人情報の利活用の推進を加速させることには反対いたします。 【匿名 5】	郵便が地方公共団体等から委託を受けて街路データ等を取得する場合において、カメラ画像等を取り扱う場合には、個人情報保護法、郵便法を遵守するだけでなく、生活者のプライバシー等に十分配慮することが求められることを記載しています。 ・信頼回復については、2022 年 2 月に設置した「郵政行政モニタリング会合」における助言も踏まえつつ、2021 年 8 月に策定した監督指針に基づき、日本郵政・日本郵便の信頼の回復に向けた監督を適確に実施してまいります。	
●公的競争への配慮について			
19	<該当箇所> 検討会報告書（案）22 頁 5 郵便局データ活用推進ロードマップ （6）データを活用した新規ビジネスの段階的展開 ア 基本的な考え方 ○ 日本郵政グループは、まずは、信頼の回復に努め、データガバナンスの体制強化を図りつつ、顧客情報を含まないデータビジネス、オプトインモデルのサービスの充実等の実績を積み重ねるべきである。情報銀行等データプラットフォーマーとしての本格的なデータビジネスについて	・日本郵政グループが自らのビジネス上の判断で他社と提携していく中で競争市場に与える影響について注視していくことが適当だと考えます。	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方（案）	意見を踏まえた案の修正
	は、こうした実績を積みつつ、法令上の制約や社会的受容性を確認しながら、段階的に展開を図っていくことが望ましい。 <意見> 郵便局データの活用とそれによる革新的なサービスの提供の促進は重要であり、そのコミットメントとして「郵便局データ活用推進ロードマップ」が示されたことには意義があると考えます。なお、日本郵政グループが公的な性格を有することを踏まえれば、データの利活用にあたっては公平性・公正性の確保が必要であり、「法令上の制約や社会的受容性」に加えて「公正競争環境への影響」についても確認しながら、段階的に展開を図っていくことが望ましいと考えます。 【ＫＤＤＩ株式会社】		
20	<該当箇所> 検討会報告書（案）17 頁以降・別添 5 郵便局データ活用推進ロードマップ <意見> 日本郵政グループ殿に関しては、傘下の日本郵政株式会社殿が政府による株式保有義務を有する特殊な企業であること、日本郵便株式会社殿は本報告書（案）にもあるとおり「郵便の業務を業として行うことが法定された唯一の事業体」であること等から、一般の民間企業とは異なる特殊な企業体であり、郵便局データ活用の推進にあたっては民間企業間の公正競争環境に影響を与えないよう留意が必要と考えます。 具体的には、日本郵政グループ殿は国営時代から引き継ぐものも含む規模の大きい資産や顧客基盤を有する等の競争上の優位性を有し、日本郵政グループが郵便業等を通じて取得したデータの利活用の内容・方法によっては民間企業間の公正競争環境への影響が懸念されることから、今後の取組の中で特定の企業との協業または他企業へのデータ提供等が行われる場合は、協業先またはデータ提供先の市場における競争環境への配慮が必要と考えます。	・日本郵政グループの持つ公的な性格に鑑みれば、特定の企業を不当に優先または優遇することのないようにする必要があります。 ・その上で、日本郵政グループが自らのビジネス上の判断で他社と提携していく中で競争市場に与える影響について注視していくことが適当だと考えます。	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方（案）	意見を踏まえた案の修正
	この点、「デジタル時代における郵政事業の在り方に関する懇談会」最終報告（案）に対する意見及びその考え方」（デジタル時代における郵政事業の在り方に関する懇談会（第8回）：2021年7月20日）の「考え方8」において、「日本郵政グループの持つ公的な性格に鑑みれば、特定の企業を不当に優先または優遇することが不適当」「日本郵政グループが自らのビジネス上の判断で他社と提携していく中で競争市場に与える影響について注視していくことが適当」と示されているところであり、今後の郵便局データ活用の推進にあたってはこれらを踏まえるべきところ、本報告書（案）においてはこれらの考え方が明確に言及されていないことから、以下のとおり追記を要望します。 【追記文案】 5 郵便局データ活用推進ロードマップ （6）データを活用した新規ビジネスの段階的展開 ア 基本的な考え方 ○ 日本郵政グループは、まずは、信頼の回復に努め、データガバナンスの体制強化を図りつつ、顧客情報を含まないデータビジネス、オプトインモデルのサービスの充実等の実績を積むべきである。情報銀行等データプラットフォーマーとしての本格的なデータビジネスについては、こうした実績を積みつつ、法令上の制約や社会的受容性【及び公正競争環境への影響】を確認しながら、段階的に展開を図っていくことが望ましい。 イ 日本郵政・日本郵便の取組 ③データビジネスの段階的な展開 ○ 情報銀行や、パーソナルデータを利用したビジネスなど、より積極的・本格的データビジネスについては、信頼の回復、データガバナンスの体制強化を図り、顧客情報を含まないデータビジネス、オプトインモデルのサービスの充実等の実績を積みつつ、法令上の制約や社会的		

番号	提出された意見	意見に対する考え方（案）	意見を踏まえた案の修正
	受容性【及び公正競争環境への影響】を確認しながら、段階的に展開を図る。 別添 郵便局データ活用推進ロードマップ（案） 新規ビジネスの段階的展開 ・本格的なデータビジネスは法令上の制約や社会的受容性【及び公正競争環境への影響】を確認しながら段階的に展開。 【ソフトバンク株式会社】		
●その他			
21	国半端ないって。郵政民営化になったって。せやのにめっちゃ言ってくるもん。そんなん民間企業に言う事できひんやん普通。 もっと民間として自由に活動したいなら、国の言う事なんて聞いてたら駄目じゃない。 自己判断、投資、あと海外展開、日本脱出だよね。 だから国なんかあてにしちゃ駄目よ。 あてにするから失敗した時に、責任の所在がはっきりしないわけで、不満が出るわけでしょ。 「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」報告書（案） 5 ページ「テレマティクス端末 D c a t」 6 ページ「テレマティクス端末 Dcat」 全角と半角の違いは？ないんだな、それが。そうとしか思えない。 【個人 1】	・英字の表記を統一します。	有
22	報告書の 17 ページの 15 行目「令和元年」と、同 32 行目「2022 年」とは、和暦か西暦のどちらかに統一したほうが時系列の理解が容易になる。 【個人 5】	・表記を統一します。	有
23	<該当箇所> （報告書（案）複数記載あり）	・ご指摘の箇所は、日本郵便の配達総合情報システム上のデータが高	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方（案）	意見を踏まえた案の修正
	配達総合情報システム上のデータは高セキュリティな社内サーバーで管理されている。 ＜意見＞ 記述案（【】を追記修正） 配達総合情報システム上のデータは【、セキュリティが担保されるポリシーのもと、安全に運用されている。（例：高セキュリティな社内サーバーで管理）】 ＜理由＞ 社内であれば安全というように読み取れますが、「高セキュリティな社内サーバー」は手段の一つであり、セキュリティが担保されるポリシーのもと、運用している事が重要だと思われます。 利活用の推進、とりわけ社外で活用するにあたって、そのポリシー、運用をどの様に活かすかが重要と考えています。 【日本電気株式会社】	セキュリティな社内サーバーで管理されている旨を事実として記載しているものです。	
24	＜該当箇所＞ 検討会報告書（案）16 頁 （プライバシー保護との関係） ○ カメラ画像等の取扱いにおけるプライバシー保護の取組例として、以下の事項を郵便分野ガイドラインの解説に記載することが適当と判断した。 ・ 街路データの取得のため撮影する際は、カメラの高さを人の目線の高さよりも下にするなど、人物の顔、住宅の表札など、個人を特定しうる情報が撮影されないように配慮する。 ・ 自身に係る情報の取得を望まない場合や、撮影後に街路データに係る画像・映像を削除して欲しい場合などに対応できるよう、手続を整備し、専任の担当者や窓口を設けるなど丁寧に対応する。 ・ 撮影場所は公道に限り、私道・私有地を走行した街路データを取得することがないように配慮する。 ・ カメラ画像について、プライバシーリスクに配慮し、安全管理措置を講ずる。	・画像処理については、報告書案 14 頁において、日本郵便が、地方公共団体等から委託を受けて、街路データ等を取得する場合、委託元が信書の秘密を取得することとならないよう措置した上で委託元に納品する必要があり、例えばプローブデータから調査した日付情報を削除することや、個人が特定できないレベルまで解像度を落とす、人物領域をアイコン化するなど、カメラ画像から個々の信書の送達の実態が一見して明らかになるよ	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方（案）	意見を踏まえた案の修正
	＜意見＞ 記述案（【】を追記修正） ・ 街路データの取得のため撮影する際は、カメラの高さを人の目線の高さよりも下にするなど、人物の顔、住宅の表札など、個人を特定しうる情報が撮影されないように配慮【したり、撮影データに対し個人情報がわからない様に画像処理による加工などを施す。】 ・ カメラ画像について、プライバシーリスクに配慮し、【個人情報がわからない様に画像処理により加工するなどの】安全管理措置を講ずる。 【・ 個人情報が映りこまない場合、その画像含め、利活用は問題ないものとする。（例：路面、公共建築物等）】 ＜理由＞ 撮影時に写りこまないことを前提とされていますが、写りこんだものを画像処理により匿名化・除去 等の加工をすることも、プライバシー保護の手段として考慮した方が良いと考えます。 事例として、グーグルストリートビューなども人物の顔部分、車のナンバープレートなどをぼかす処理をする事でこれに対応しています。 また、もとのデータは個人情報が入っていたとしても、これを匿名加工してデータ化したものや、車からのカメラ画像を分析して道路の損傷状況が見える化したもの等、そもそも個人情報が映りこまない物については、プライバシー保護と関係がないものとして利活用可能であることを明示した方が、「注意して実施すべき活用形態」と、「そもそも活用形態として全く問題がないもの」が明確となり、活用の推進に繋がると考えます。 【日本電気株式会社】	うな情報を加工する旨記載しています。	
25	＜該当箇所＞ 検討会報告書（案）17 頁	・ 郵便局データ活用の推進に関して賛同の御意見として承ります。	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方（案）	意見を踏まえた案の修正
	（２）郵便局データ活用に向けた信頼の回復 ＜意見＞ データを活用するにあたって、信頼を回復してから、というニュアンスが強いように感じられますが、郵政グループの保有するデータの公共性・社会的価値の高さを考えるに、活用を遅らせる事は日本社会においての機会損失になる可能性もあると考えます。 セキュリティに関する現状のポリシー、運用をベースに、報告書（案）９頁以降に示された、ア、イ、ウなど十分に配慮されているシーン、及び社内業務の改善や自治体等公的機関連携の観点で具体的なユースケースを定め、クローズドな環境でこれを試行しながら活用範囲を広げていくことが有効と考えています。 【日本電気株式会社】		